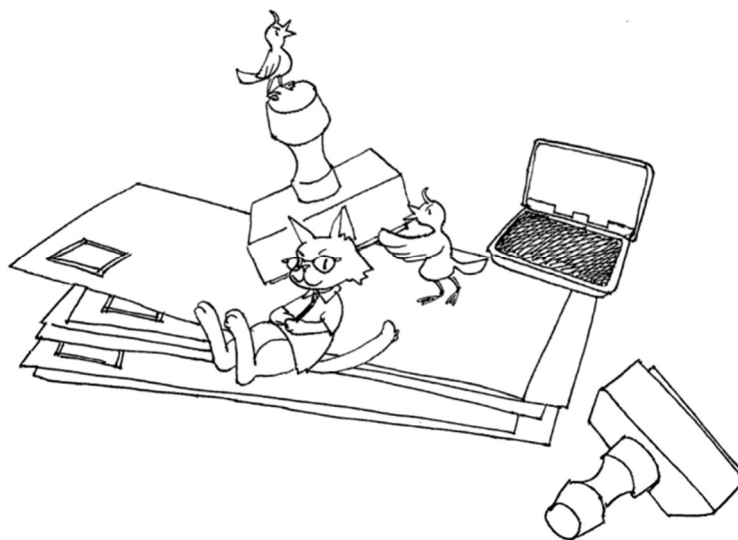


令和5年度(2023 年度) 鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書

第3期鎌倉市障害者基本計画(平成 30 年度(2018 年度)～令和 5 年度(2023 年度))
第6期鎌倉市障害福祉サービス計画(令和3年度(2021 年度)～令和5年度(2023 年度))

～健やかで心豊かに暮らせるまち～
「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、
健やかで安心して地域で暮らせるまち」をめざして



令和7年(2025 年)1月
鎌倉市

目 次

第1章 鎌倉市障害者福祉計画の概要

- 1 計画の位置づけ……………1
- 2 計画期間 ……………2

第2章 障害者の状況

- 1 障害者数 ……………3
- 2 身体障害者の状況 ……………4
- 3 知的障害者の状況 ……………6
- 4 精神障害者の状況 ……………7
- 5 障害児支援の状況 ……………9
- 6 特別支援教育の状況 ……………10
- 7 雇用の状況……………13

第3章 第3期鎌倉市障害者基本計画

- 1 将来目標 ……………17
- 2 施策の体系……………18
- 3 施策の体系事業一覧……………20
- 4 個別事業の推進状況
 - (1)安全・安心な生活環境の整備……………23
 - (2)情報提供・意思疎通支援の充実 ……………29
 - (3)差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ……………33
 - (4)福祉・生活支援の充実 ……………37
 - (5)保健・医療の推進 ……………45
 - (6)雇用・就労支援の推進 ……………47
 - (7)子どもへの支援の充実……………51

第4章 第6期鎌倉市障害福祉サービス計画

1 障害福祉サービスの成果目標及び実績

- (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行……………55
- (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ……57
- (3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実……………58
- (4)福祉施設から一般就労への移行等 ……59
- (5)障害児支援の提供体制の整備等 ……63
- (6)相談支援体制の充実・強化等……………65
- (7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築……………66

2 障害福祉サービス等の実施状況

- (1)訪問系サービス……………67
- (2)日中活動系サービス ……67
- (3)居住系サービス ……72
- (4)相談支援 ……73

3 障害児通所支援等の実施状況

- (1)障害児通所支援 ……75
- (2)障害児相談支援 ……76
- (3)家族支援体制整備……………77

4 地域生活支援事業の実施状況

- (1)必須事業……………77
- (2)その他実施する事業(市任意事業) ……79

第5章 鎌倉市障害者福祉計画の進捗管理

- 1 障害者福祉計画推進会議、障害者福祉計画推進委員会……………80
- 2 PDCA サイクル……………80
- 3 鎌倉市障害者支援協議会……………80

鎌倉市障害者福祉計画は、鎌倉市役所のホームページで閲覧できます。

- ・「第3期鎌倉市障害者基本計画」
- ・「第6期鎌倉市障害福祉サービス計画」

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syougaijisha/keikakusho1.html>

第1章 鎌倉市障害者福祉計画の概要

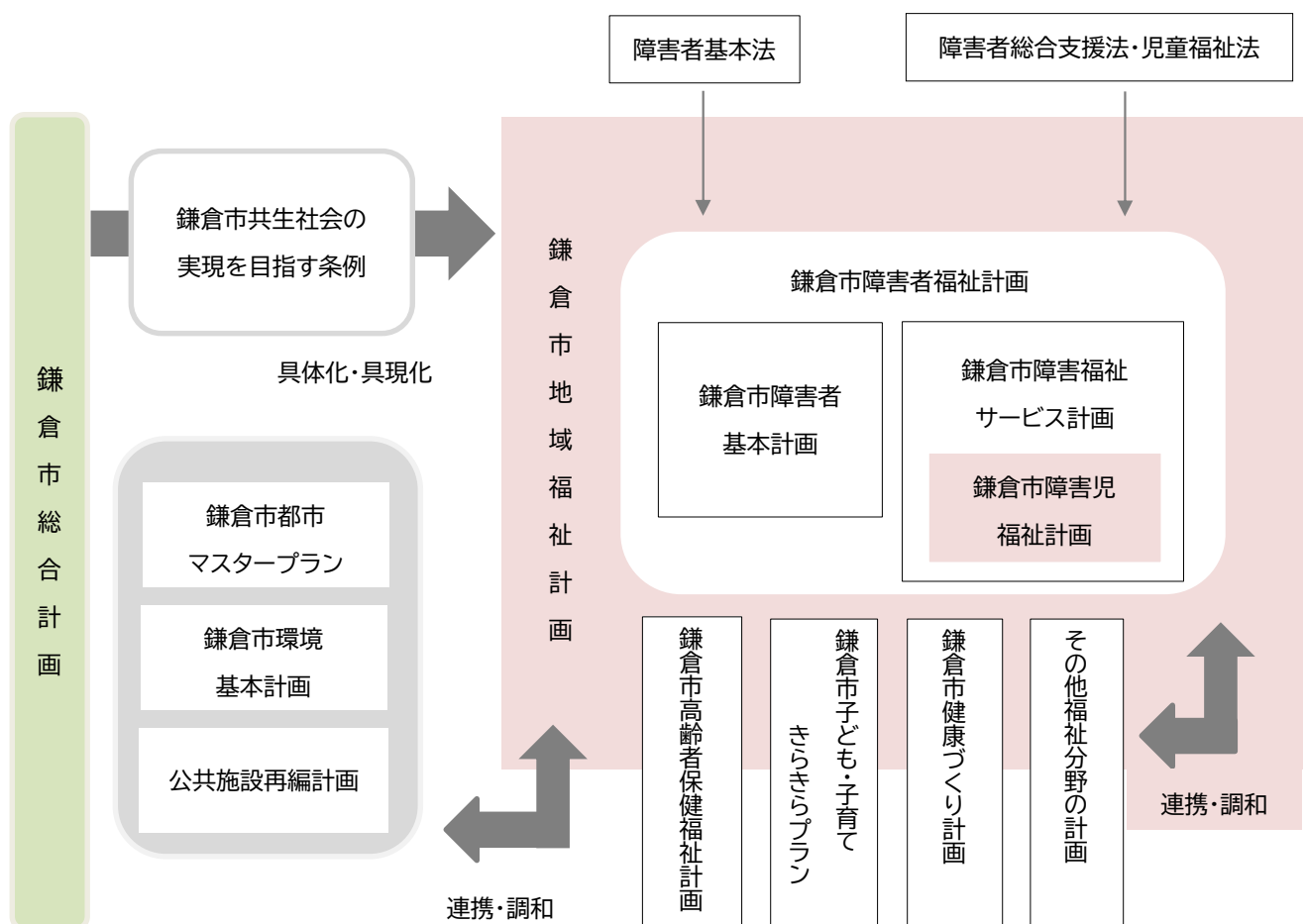
1 計画の位置づけ

「鎌倉市障害者福祉計画」は「鎌倉市障害者基本計画」と「鎌倉市障害福祉サービス計画」で構成されています。

「鎌倉市障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画です。障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が策定している「障害者基本計画」及び神奈川県「かながわ障がい者計画」を基本とし、鎌倉市における障害者のための施策に関する基本的な計画となります。福祉だけでなく、保健医療、教育、雇用・就労など、広い分野にわたって本市の障害者施策の総合的な展開、推進を図るための計画に位置づけられます。

「鎌倉市障害福祉サービス計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で構成されています。国の定める基本指針に即した、障害福祉サービス及び障害児通所サービス等の提供体制の確保と業務の円滑な実施に関する計画となります。「鎌倉市障害者基本計画」の中で、福祉・生活支援などの施策となっている障害福祉サービス及び障害児通所サービス等の給付などに関して、具体的な成果目標や見込量などを設定するものです。

「鎌倉市障害者福祉計画」は、「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画」「鎌倉市地域福祉計画」の部門別計画として、「鎌倉市高齢者保健福祉計画」「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」「鎌倉市健康づくり計画」「鎌倉市住宅マスタープラン」など、関連する他の行政計画とも連携しながら施策の推進を図っていきます。



2 計画期間

① 鎌倉市障害者基本計画

「第3期鎌倉市障害者基本計画」は、平成 30 年度(2018 年度)から令和5年度(2023 年度)までの 6 年間を計画期間としており、新たに策定した「第4期鎌倉市障害者基本計画」は、令和6年度(2024 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までを計画期間とします。

② 鎌倉市障害福祉サービス計画・鎌倉市障害児福祉計画

「鎌倉市障害福祉サービス計画」の計画期間は、国の基本指針において 3 年とされています。現行の「第6期鎌倉市障害福祉サービス計画」(第2期障害児福祉計画を含む)は令和3年度(2021 年度)から令和5年度(2023 年度)までを計画期間としており、新たに策定した「第7期鎌倉市障害福祉サービス計画」(第3期障害児福祉計画を含む)は、令和6年度(2024 年度)から令和8年度(2026 年度)までを計画期間とします。

国の障害者福祉政策の大幅な見直し等が行われた場合には、計画期間中でも見直しを行うこととします。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 元年度 (2019 年度)	令和 2年度 (2020 年度)	令和 3年度 (2021 年度)	令和 4年度 (2022 年度)	令和 5年度 (2023 年度)
鎌倉市 障害者基本計画	第3期					
鎌倉市 障害福祉サービス 計画	第5期			第6期		
鎌倉市 障害児福祉計画	第1期			第2期		

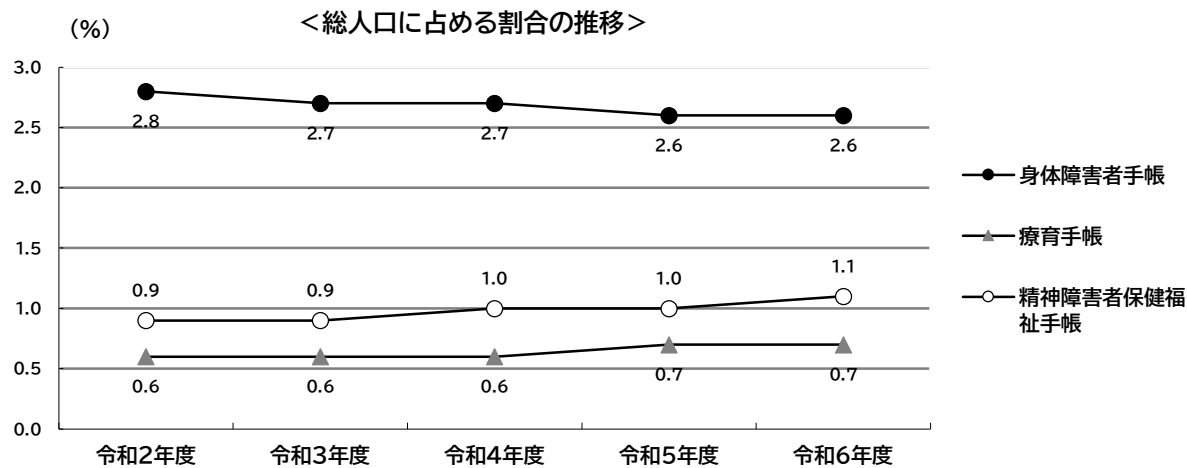
第2章 障害者の状況

1 障害者数

2-1-1 障害者手帳所持者数の推移

	総人口	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合 計
令和2年度 (2020 年度)	172,493 人	4,869 人 (2.8%)	1,060 人 (0.6%)	1,494 人 (0.9%)	7,423 人 (4.3%)
令和3年度 (2021 年度)	172,932 人	4,740 人 (2.7%)	1,082 人 (0.6%)	1,571 人 (0.9%)	7,393 人 (4.3%)
令和4年度 (2022 年度)	172,669 人	4,657 人 (2.7%)	1,100 人 (0.6%)	1,676 人 (1.0%)	7,433 人 (4.3%)
令和5年度 (2023 年度)	171,914 人	4,483 人 (2.6%)	1,148 人 (0.7%)	1,791 人 (1.0%)	7,422 人 (4.3%)
令和6年度 (2024 年度)	170,919 人	4,393 人 (2.6%)	1,189 人 (0.7%)	1,910 人 (1.1%)	7,492 人 (4.4%)
上記年度期間の 増減率	▲0.9%	▲9.8%	12.2%	27.8%	0.9%

(資料)障害福祉課
※()内の数値は、総人口に対する割合
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、各前年度3月 31 日現在
各年度4月1日現在



2-1-2 年齢区分別障害者手帳所持者数の状況

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合 計
18 歳未満 (構成比率)	77 人 (1.8%)	327 人 (27.5%)	44 人 (2.3%)	448 人 (6.0%)
18～39 歳 (構成比率)	150 人 (3.4%)	460 人 (38.7%)	494 人 (25.9%)	1,104 人 (14.7%)
40～64 歳 (構成比率)	815 人 (18.5%)	326 人 (27.4%)	1,167 人 (61.1%)	2,308 人 (30.8%)
65 歳以上 (構成比率)	3,351 人 (76.3%)	76 人 (6.4%)	205 人 (10.7%)	3,632 人 (48.5%)
合 計 (構成比率)	4,393 人 (100.0%)	1,189 人 (100.0%)	1,910 人 (100.0%)	7,492 人 (100.0%)

(資料)神奈川県精神保健福祉センター、障害福祉課
令和6年(2024 年)4月1日現在
※ 精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和6年(2024 年)3月 31 日現在
※ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢区分は、「19 歳以下」「20～39 歳」「40～64 歳」「65 歳以上」

2 身体障害者の状況

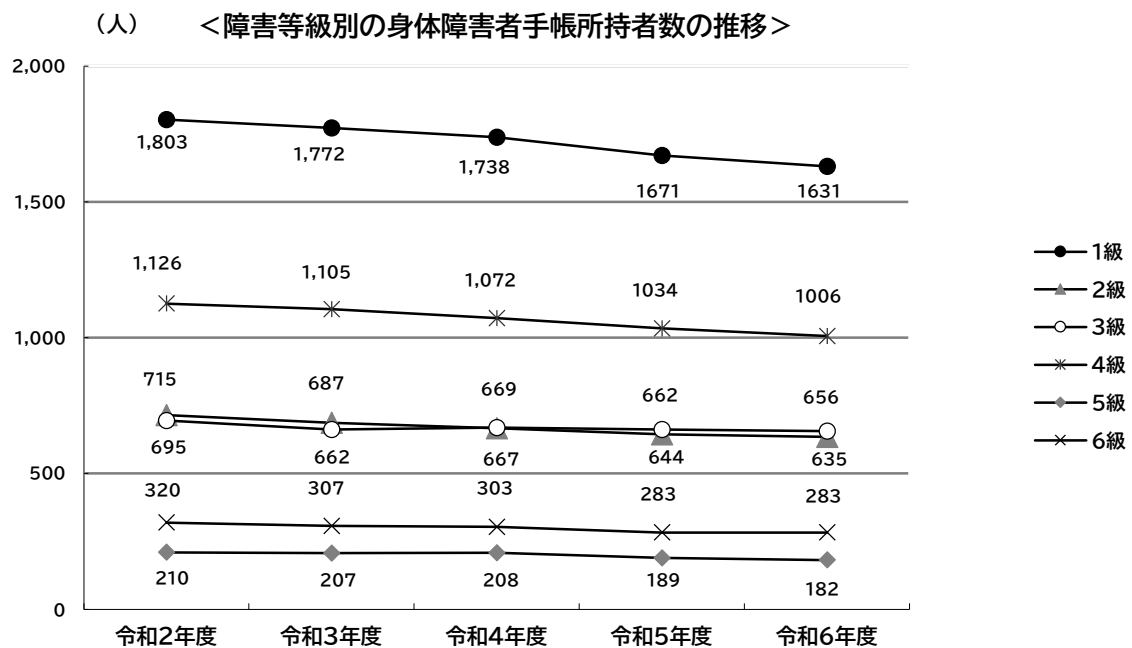
2-2-1 障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
令和2年度 (2020 年度) (構成比率)	1,803 人 (37.0%)	715 人 (14.7%)	695 人 (14.3%)	1,126 人 (23.1%)	210 人 (4.3%)	320 人 (6.6%)	4,869 人 (100.0%)
令和3年度 (2021 年度) (構成比率)	1,772 人 (37.4%)	687 人 (14.5%)	662 人 (13.9%)	1,105 人 (23.3%)	207 人 (4.4%)	307 人 (6.5%)	4,740 人 (100.0%)
令和4年度 (2022 年度) (構成比率)	1,738 人 (37.3%)	667 人 (14.3%)	669 人 (14.4%)	1,072 人 (23.0%)	208 人 (4.5%)	303 人 (6.5%)	4,657 人 (100.0%)
令和5年度 (2023 年度) (構成比率)	1,671 人 (37.3%)	644 人 (14.4%)	662 人 (14.8%)	1,034 人 (23.0%)	189 人 (4.2%)	283 人 (6.3%)	4,483 人 (100.0%)
令和6年度 (2024 年度) (構成比率)	1,631 人 (37.1%)	635 人 (14.5%)	656 人 (14.9%)	1,006 人 (22.9%)	182 人 (4.2%)	283 人 (6.4%)	4,393 人 (100.0%)
前年度比	97.6%	98.6%	99.1%	97.3%	96.3%	100.0%	98.0%
上記年度期間 の増減率	▲9.5%	▲11.2%	▲5.6%	▲10.7%	▲13.3%	▲11.6%	▲9.8%

(資料)障害福祉課

各年度4月1日現在

※ 1級(重度)⇔ 6級(軽度)

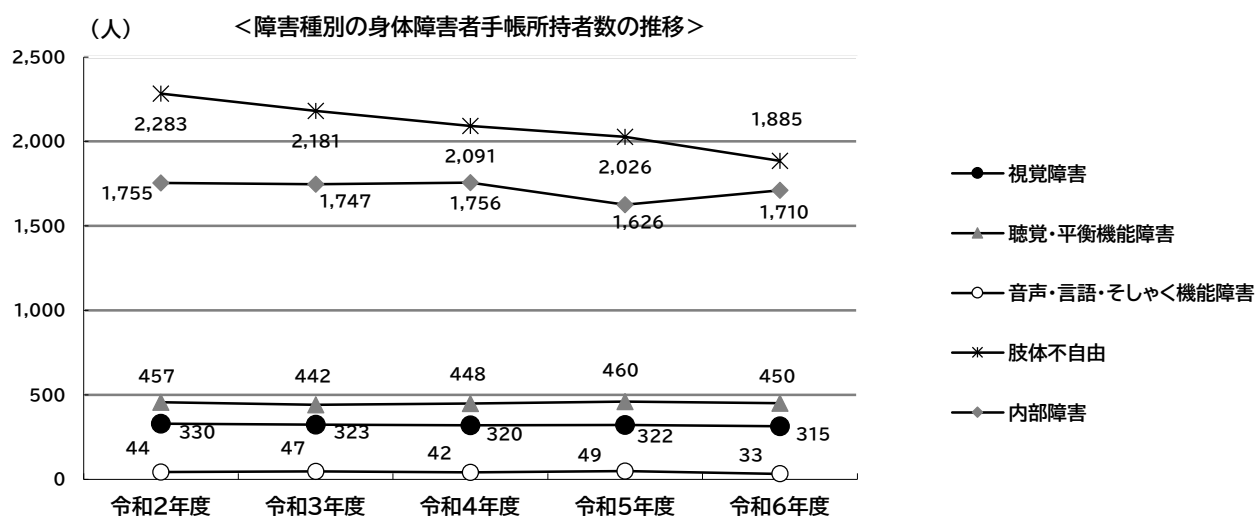


2-2-2 障害種別の身体障害者手帳所持者数の推移

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	合 計
令和2年度 (2020年度) (構成比率)	330人 (6.8%)	457人 (9.4%)	44人 (0.9%)	2,283人 (46.9%)	1,755人 (36.0%)	4,869人 (100.0%)
令和3年度 (2021年度) (構成比率)	323人 (6.8%)	442人 (9.3%)	47人 (1.0%)	2,181人 (46.0%)	1,747人 (36.9%)	4,740人 (100.0%)
令和4年度 (2022年度) (構成比率)	320人 (6.9%)	448人 (9.6%)	42人 (0.9%)	2,091人 (44.9%)	1,756人 (37.7%)	4,657人 (100.0%)
令和5年度 (2023年度) (構成比率)	322人 (7.2%)	460人 (10.2%)	49人 (1.1%)	2,026人 (45.2%)	1,626人 (36.3%)	4,483人 (100.0%)
令和6年度 (2024年度) (構成比率)	315人 (7.2%)	450人 (10.2%)	33人 (0.8%)	1,885人 (42.9%)	1,710人 (38.9%)	4,393人 (100.0%)
前年度比	97.8%	97.8%	67.3%	93.0%	105.2%	98.0%
上記年度期間の 増減率	▲4.5%	▲1.5%	▲25.0%	▲17.4%	▲2.6%	▲9.8%

(資料)障害福祉課

各年度4月1日現在



2-2-3 障害種別・年齢区分別の身体障害者手帳所持者数の状況

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	合 計
18歳未満 (構成比率)	4人 (0.1%)	13人 (0.3%)	0人 (0.0%)	47人 (1.1%)	13人 (0.3%)	77人 (1.8%)
18～39歳 (構成比率)	12人 (0.3%)	21人 (0.5%)	1人 (0.0%)	92人 (2.1%)	24人 (0.5%)	150人 (3.4%)
40～64歳 (構成比率)	61人 (1.4%)	64人 (1.4%)	7人 (0.2%)	408人 (9.2%)	275人 (6.3%)	815人 (18.5%)
65歳以上 (構成比率)	238人 (5.4%)	352人 (8.0%)	25人 (0.6%)	1,338人 (30.5%)	1,398人 (31.8%)	3,351人 (76.3%)
合 計 (構成比率)	315人 (7.2%)	450人 (10.2%)	33人 (0.8%)	1,885人 (42.9%)	1,710人 (38.9%)	4,393人 (100.0%)

(資料)障害福祉課

令和6年(2024年)4月1日現在

3 知的障害者の状況

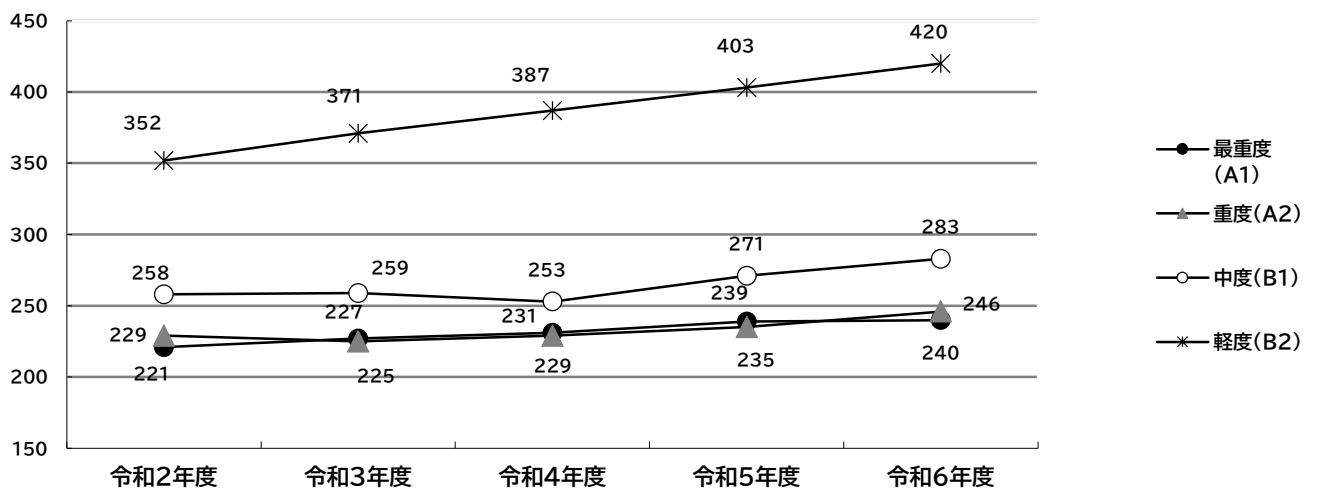
2-3-1 障害程度別の療育手帳所持者数の推移

	最重度(A1) IQ20 以下	重度(A2) IQ21～35	中度(B1) IQ36～50	軽度(B2) IQ51 以上	合 計
令和2年度 (2020 年度) (構成比率)	221 人 (20.9%)	229 人 (21.6%)	258 人 (24.3%)	352 人 (33.2%)	1,060 人 (100.0%)
令和3年度 (2021 年度) (構成比率)	227 人 (21.0%)	225 人 (20.8%)	259 人 (23.9%)	371 人 (34.3%)	1,082 人 (100.0%)
令和4年度 (2022 年度) (構成比率)	231 人 (21.0%)	229 人 (20.8%)	253 人 (23.0%)	387 人 (35.2%)	1,100 人 (100.0%)
令和5年度 (2023 年度) (構成比率)	239 人 (20.8%)	235 人 (20.5%)	271 人 (23.6%)	403 人 (35.1%)	1,148 人 (100.0%)
令和6年度 (2024 年度) (構成比率)	240 人 (20.2%)	246 人 (20.7%)	283 人 (23.8%)	420 人 (35.3%)	1,189 人 (100.0%)
前年度比	100.4%	104.7%	104.4%	104.2%	103.6%
上記年度期間の 増減率	8.6%	7.4%	9.7%	19.3%	12.2%

(資料)障害福祉課

各年度4月1日現在

(人) <障害程度別の療育手帳所持者数の推移>



2-3-2 障害程度別・年齢区分別の療育手帳所持者数の状況

	最重度(A1) IQ20 以下	重度(A2) IQ21～35	中度(B1) IQ36～50	軽度(B2) IQ51 以上	合 計
18 歳未満 (構成比率)	46 人 (3.9%)	57 人 (4.8%)	61 人 (5.1%)	163 人 (13.7%)	327 人 (27.5%)
18～39 歳 (構成比率)	107 人 (9.0%)	76 人 (6.4%)	96 人 (8.1%)	181 人 (15.2%)	460 人 (38.7%)
40～64 歳 (構成比率)	76 人 (6.4%)	91 人 (7.7%)	95 人 (8.0%)	64 人 (5.4%)	326 人 (27.4%)
65 歳以上 (構成比率)	11 人 (0.9%)	22 人 (1.9%)	31 人 (2.6%)	12 人 (1.0)	76 人 (6.4%)
合 計 (構成比率)	240 人 (20.2%)	246 人 (20.7%)	283 人 (23.8%)	420 人 (35.3%)	1,189 人 (100.0%)

(資料)障害福祉課

令和6年(2024年)4月1日現在

4 精神障害者の状況

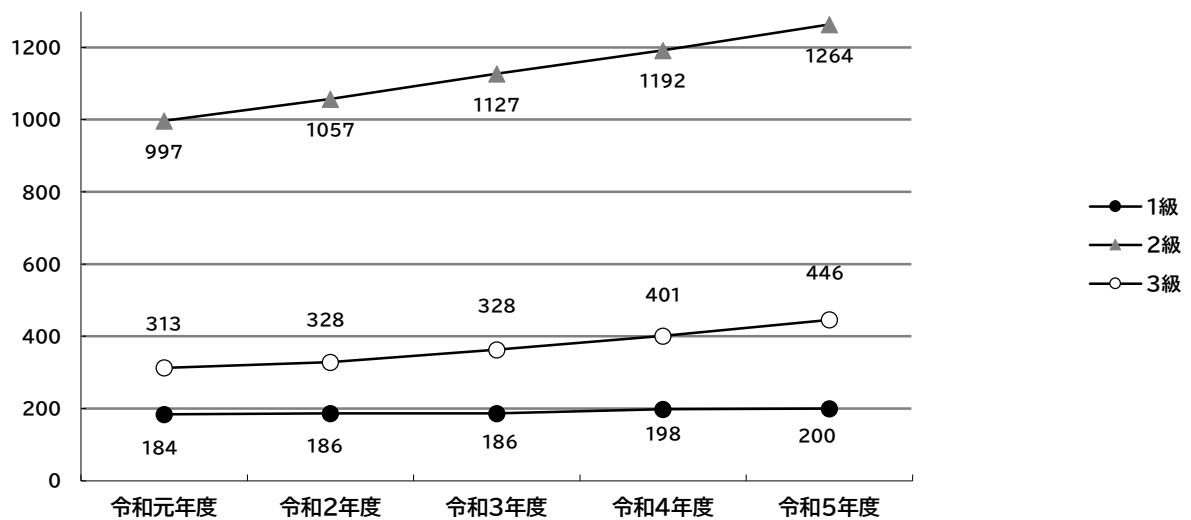
2-4-1 障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	1級	2級	3級	合 計
令和元年度 (2019 年度) (構成比率)	184 人 (12.3%)	997 人 (66.7%)	313 人 (21.0%)	1,494 人 (100.0%)
令和2年度 (2020 年度) (構成比率)	186 人 (11.8%)	1,057 人 (67.3%)	328 人 (20.9%)	1,571 人 (100.0%)
令和3年度 (2021 年度) (構成比率)	186 人 (11.1%)	1,127 人 (67.2%)	363 人 (21.7%)	1,676 人 (100.0%)
令和4年度 (2022 年度) (構成比率)	198 人 (11.0%)	1,192 人 (66.6%)	401 人 (22.4%)	1,791 人 (100.0%)
令和5年度 (2023 年度) (構成比率)	200 人 (10.5%)	1,264 人 (66.2%)	446 人 (23.3%)	1,910 人 (100.0%)
前年度比	101.0%	106.0%	111.2%	106.6%
上記年度期間の 増減率	8.7%	26.8%	42.5%	27.8%

(資料)神奈川県精神保健福祉センター

各年度3月 31 日現在

(人) <障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>



2-4-2 年齢区分別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

	精神障害者保健福祉手帳所持者数
19 歳以下 (構成比率)	44 人 (2.3%)
20～39 歳 (構成比率)	494 人 (25.9%)
40～64 歳 (構成比率)	1,167 人 (61.1%)
65 歳以上 (構成比率)	205 人 (10.7%)
合 計 (構成比率)	1,910 人 (100.0%)

(資料)神奈川県精神保健福祉センター

令和6年(2024 年)3月 31 日現在

2-4-3 自立支援医療費(精神通院医療)受給者証認定者数の推移

	自立支援医療(精神通院医療)受給者証認定者数
令和元年度 (2019 年度)	2,469 人
令和2年度 (2020 年度)	2,852 人
令和3年度 (2021 年度)	2,624 人
令和4年度 (2022 年度)	2,772 人
令和5年度 (2023 年度)	2,880 人
上記年度期間の 増減率	16.6%

(資料)神奈川県精神保健福祉センター 各年度3月 31 日現在

2-4-4 年齢区分別の自立支援医療(精神通院医療)受給者証認定者数の状況

	自立支援医療(精神通院医療)受給者証認定者数
19 歳以下 (構成比率)	39 人 (1.4%)
20～39 歳 (構成比率)	722 人 (25.1%)
40～64 歳 (構成比率)	1,726 人 (59.9%)
65 歳以上 (構成比率)	393 人 (13.6%)
合 計 (構成比率)	2,880 人 (100.0%)

(資料)神奈川県精神保健福祉センター 令和6年(2024 年)3月 31 日現在

5 障害児支援の状況

2-5-1 療育、言語、リハビリ相談・巡回相談の受付件数

	新規相談受付件数			巡回相談					
				巡回数			相談件数		
	発達	言語	リハビリ	発達	言語	リハビリ	発達	言語	リハビリ
令和3年度 (2021年度)	161件	111件	62件	62回	49回	19回	190件	103件	50件
令和4年度 (2022年度)	125件	129件	86件	45回	45回	23回	133件	99件	54件
令和5年度 (2023年度)	175件	139件	70件	68回	55回	21回	167件	102件	38件

(資料)発達支援室

2-5-2 5歳児すこやか相談事業の実施状況

	対象児童数	支援が必要な児童数	支援が必要な児童の割合
令和3年度 (2021年度)	1,198人	125人	10.4%
令和4年度 (2022年度)	1,077人	137人	12.7%
令和5年度 (2023年度)	1,073人	157人	14.6%

(資料)発達支援室

2-5-3 児童発達支援センターあおぞら園の実利用児童数(児童発達支援)

	児童発達支援センターあおぞら園(児童発達支援) (基本的生活習慣・情緒・社会性等の発達の援助)
令和3年度 (2021年度)	29人
令和4年度 (2022年度)	30人
令和5年度 (2023年度)	31人

(資料)発達支援室

2-5-4 発達支援指導実利用児童数

	①リハビリ指導 (転びやすい・手先が不器用 等の感覚運動発達の指導)	②言語指導 (ことばの遅れ・発音が 不明瞭・吃音等の指導)	③発達指導 (友だちとのかかわりや集団 生活上の心配に対する個別指導 やグループ指導)
令和3年度 (2021年度)	35人	109人	63人
令和4年度 (2022年度)	50人	109人	58人
令和5年度 (2023年度)	51人	134人	57人

(資料)発達支援室

2-5-5 幼稚園・保育所等への障害児の通園状況

	私立幼稚園		公立保育所		私立保育所等		合計	
	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数
令和3年度 (2021年度)	34人	9箇所	48人	5箇所	47人	18箇所	129人	32箇所
令和4年度 (2022年度)	32人	6箇所	35人	5箇所	53人	20箇所	120人	31箇所
令和5年度 (2023年度)	40人	9箇所	33人	5箇所	73人	19箇所	146人	33箇所

(資料)発達支援室、保育課

※幼稚園児童数は、鎌倉市特別支援保育運営費補助金の交付決定人数
 保育所児童数は、障害児保育推進特別対策事業費補助金対象児童数等
 私立保育所等施設数は、認可私立保育所と認定こども園数

6 特別支援教育の状況

2-6-1 小学校の特別支援学級児童数及び学級数

	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
知的障害	41人	13学級	41人	12学級	52人	14学級
自閉症・情緒障害	75人	15学級	86人	16学級	85人	17学級
肢体不自由	6人	1学級	7人	1学級	8人	1学級
弱視	0人	0学級	0人	0学級	0人	0学級
病弱・身体虚弱	1人	1学級	1人	1学級	1人	1学級
難聴	2人	1学級	2人	1学級	1人	1学級
合 計	125人	31学級	137人	31学級	147人	34学級

(資料)教育指導課

令和5年(2023年)5月1日現在

※ 市立小学校全16校中

※ 弱視級については、在籍児童無しのため閉級中

2-6-1 参考 令和5年度(2023年度)小学校ごとの特別支援学級設置状況及び児童数

	知的障害、 自閉症・情緒障害	肢体不自由	弱視	病弱・ 身体虚弱	難聴
第一小学校	15人	—	0人	—	—
第二小学校	10人	—	—	—	—
御成小学校	14人	8人	—	—	—
七里ガ浜小学校	2人	—	—	—	—
腰越小学校	9人	—	—	—	—
西鎌倉小学校	11人	—	—	—	—
深沢小学校	19人	—	—	—	—
富士塚小学校	10人	—	—	—	—
小坂小学校	10人	—	—	—	—
玉縄小学校	8人	—	—	—	—
大船小学校	11人	—	—	1人	1人
植木小学校	4人	—	—	—	—
今泉小学校	7人	—	—	—	—
関谷小学校	5人	—	—	—	—

(資料)教育指導課

令和5年(2023年)5月1日現在

※ 市立小学校全16校中

※ 弱視級については、在籍児童無しのため閉級中

2-6-1 中学校の特別支援学級生徒数及び学級数

	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
知的障害	23人	9学級	30人	9学級	30人	9学級
自閉症・情緒障害	31人	9学級	28人	9学級	36人	9学級
肢体不自由	1人	1学級	1人	1学級	0人	0学級
病弱・身体虚弱	1人	1学級	1人	1学級	0人	0学級
合 計	56人	20学級	60人	20学級	66人	18学級

(資料)教育指導課

令和5年(2023年)5月1日現在

※ 市立中学校全9校中

※ 肢体不自由級及び病弱・身体虚弱級については、在籍児童無しのため閉級中

2-6-1 参考 令和5年度(2023年度)中学校ごとの特別支援学級設置状況及び児童数

	知的障害、 自閉症・情緒障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱
第一中学校	6人	—	—
第二中学校	2人	—	—
御成中学校	7人	0人	—
腰越中学校	7人	—	—
手広中学校	5人	—	—
深沢中学校	11人	—	—
大船中学校	11人	—	—
玉縄中学校	13人	—	—
岩瀬中学校	4人	—	0人

(資料)教育指導課

令和5年(2023年)5月1日現在

※ 市立中学校全9校中

※ 肢体不自由級及び病弱・身体虚弱級については、在籍児童無しのため閉級中

2-6-2 言語・難聴・情緒通級指導教室への通級児童数(小学校)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	児童数	児童数	児童数
難聴	5人	5人	5人
言語	158人	163人	181人
情緒	98人	104人	107人
合 計	261人	272人	293人

(資料)教育指導課

令和5年(2023年)5月1日現在

※ 言語・難聴通級指導教室(ことばの教室):御成小学校、富士塚小学校、大船小学校

※ 情緒通級指導教室(つどいの教室):今泉小学校、深沢小学校

2-6-3 特別支援学校等在学児童生徒数(本市在住のみ)

	小学部	中学部	高等部	合 計
支援学校(知的障害教育部門)	19 人	13 人	59 人	91 人
支援学校(肢体不自由教育部門)	2人	6人	5人	13 人
ろう学校	0人	0人	0人	0人
盲学校	0人	0人	0人	0人
合 計	21 人	19 人	64 人	104 人

(資料)障害福祉課

令和5年(2023年)5月1日現在

※神奈川県立鎌倉支援学校、藤沢支援学校、私立聖坂支援学校、平塚ろう学校、平塚盲学校の児童生徒数

2-6-4 特別支援学校高等部卒業生の進路状況(本市在住のみ)

	在宅	療養介護	地域活動支援センター	生活介護事業所	就労継続支援事業所A型	就労継続支援事業所B型	自立訓練事業所(機能訓練・生活訓練)	就労移行支援事業所	神奈川県能力開発センター	障害者職業能力開発校	専攻科	大学	就職	合 計
令和3年度 (2021年度)	0人	0人	0人	7人	0人	1人	4人	3人	1人	0人	0人	0人	2人	18人
令和4年度 (2022年度)	0人	1人	0人	5人	0人	4人	2人	3人	0人	0人	1人	1人	2人	19人
令和5年度 (2023年度)	2人	0人	1人	5人	0人	8人	0人	1人	0人	0人	1人	0人	6人	24人

(資料)障害福祉課

※ 各年度末における神奈川県立鎌倉支援学校、藤沢支援学校及び私立聖坂支援学校の高等部卒業生の進路

※ 並行利用者を含む。

7 雇用の状況

【1】ハローワーク藤沢管内の状況

2-7-1 ハローワーク藤沢管内の人口

	人口	構成比率
鎌倉市	170,919 人	19%
藤沢市	443,523 人	49%
茅ヶ崎市	245,437 人	27%
寒川町	48,552 人	5%
合 計	908,431 人	100.0%

(資料)藤沢公共職業安定所発行「業務概況」 令和6年(2024 年)4月1日現在

2-7-2 雇用状況

(企業全体の常用労働者数が 43.5 人以上の事業主から、報告を求め、集計作成したもの)

		ハローワーク藤沢(現所管)
企業数		387 箇所
法定常用労働者数		63,243.5 人
障害者数		1,305.5 人
実雇用率	令和3年 (2021 年)6月1日	2.07%
	令和4年 (2022 年)6月1日	2.03%
	令和5年 (2023 年)6月1日	2.06%
雇用率達成企業割合	令和3年 (2021 年)6月1日	41.8%
	令和4年 (2022 年)6月1日	41.2%
	令和5年 (2023 年)6月1日	42.9%

※ 障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計です。
重度障害者はダブルカウント、短時間労働者は 0.5 人として算定します。

(資料)藤沢公共職業安定所発行「業務概況」 令和5年(2023 年)6月1日現在

2-7-3 ハローワーク藤沢における職業紹介状況

	新規求職申込件数				
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他障害者	合計
令和3年度 (2021 年度)	248 件	132 件	377 件	112 件	869 件
令和4年度 (2022 年度)	227 件	169 件	530 件	33 件	959 件
令和5年度 (2023 年度)	276 件	162 件	507 件	28 件	973 件
前年度比	121.6%	95.9%	95.7%	84.8%	101.5%

	就職件数				
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他障害者	合計
令和3年度 (2021 年度)	60 件	87 件	134 件	40 件	321 件
令和4年度 (2022 年度)	61 件	87 件	177 件	17 件	342 件
令和5年度 (2023 年度)	63 件	97 件	212 件	1 件	373 件
前年度比	103.3%	111.5%	119.8%	5.9%	109.1%

(資料)藤沢公共職業安定所発行「業務概況」

令和5年(2023 年)6月1日現在

【2】鎌倉市の取組状況

●鎌倉市障害者二千人雇用事業の状況（資料）障害福祉課

【関連：47・48 ページ 個別事業の推進状況(6)②「障害者雇用の推進」】

就労者数の定義

- ・鎌倉市内の事業所において就労している障害者
 - ・鎌倉市外の事業所において就労している鎌倉市民の障害者
- ※ 就労の形態、雇用契約の有無は問わない。

1 鎌倉市障害者二千人雇用就労者数の推移

	一般就労者数	福祉的就労者数	合計
事業開始時	—	—	1,411 人
令和4年度 (2022 年度)	995 人	911 人	1,906 人
令和5年度 (2023 年度)	1,113 人	938 人	2,051 人

令和6年(2024 年)3 月 31 日現在

※福祉的就労者数には、生活介護と地域活動支援センター分 295 人を含む。

2 令和5年度(2023 年度)鎌倉市障害者二千人雇用センターの状況

(1)相談・支援件数

		電話相談	来所相談	メール 相談	同行・訪問 支援	その他 (※)	合計
令和5年度 (2023 年度)	新規	0 件	70 件	0 件	1 件	0 件	71 件
	継続	940 件	682 件	112 件	430 件	5 件	2,169 件

※ その他:Fax 送付、書類及び手紙送付、外部での面談

(2)登録者数(障害別)

	身体障害		知的障害		精神障害	発達障害	難病	その他 (※)	合計
		重度		重度					
令和5年度 (2023 年度)	3 人	5 人	13 人	0 人	26 人	8 人	0 人	16 人	71 人

※高次脳機能障害は身体・精神に含む。

※その他:手帳なし(診断のみ、自立支援医療のみ、障害者手帳申請中)

(3)一般就労者数(障害別)

	身体障害		知的障害		精神障害	発達障害	難病	その他 (※)	合計
		重度		重度					
令和5年度 (2023 年度)	2 人	0 人	6 人	0 人	17 人	7 人	0 人	3 人	35 人

※その他:手帳なし(診断のみ、自立支援医療のみ、障害者手帳申請中)

(4)職場定着支援の実施状況

ア 職場定着支援の実施件数 112 件(※同一人物に対し、複数回実施含む。)

※職場訪問に限らず、電話相談その他の支援も含めた実施件数。

イ 障害別職場定着支援実施人数

	身体障害		知的障害		精神障害	発達障害	難病	その他	合計
		重度		重度					
令和5年度 (2023年度)	4人	0人	37人	0人	45人	25人	0人	1人	112人

(5)企業等に対する支援の実施状況

ア 相談・支援件数(手段別)

	訪問・同行	来所	電話	メール	その他	合計
令和5年度 (2023年度)	294件	21件	313件	107件	3件	738件

イ 相談・支援件数(相談者別)

	企業	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	就労移行支援	その他	合計
令和5年度 (2023年度)	559件	71件	78件	23件	7件	738件

●ワークステーションかまぐらの状況 (資料)障害福祉課

[関連:49・50 ページ 個別事業の推進状況(6)②「市職員の障害者雇用の推進」]

1 ワークステーションかまぐら会計年度任用職員の状況

	知的障害	精神障害	合計
令和5年度 (2023年度)	3人	3人	6人

2 障害者就業支援会計年度任用職員の状況

就業支援会計年度任用職員 4人(フルタイム再任用職員 1人、会計年度任用職員 3人)

※会計年度任用職員は、社会福祉士2人、精神保健福祉士 1人

3 ワークステーションかまくらへの依頼作業の状況

(1)依頼の状況

庁内 36 課等から 567 件

(2)依頼作業の種別

種別	合計	割合	種別	合計	割合
封入・封かん	130 件	15.7%	会場準備	12 件	1.4%
紙折り	124 件	15.0%	伝票等記入	10 件	1.2%
押印	79 件	9.5%	読み合わせ	6 件	0.7%
シール貼り	77 件	9.3%	ホチキス止め、はずし	5 件	0.6%
仕分け	73 件	8.8%	切り取り線入れ	3 件	0.4%
印刷	61 件	7.3%	スキャン	3 件	0.4%
データ入力	59 件	7.1%	書類移し替え	2 件	0.3%
丁合い	54 件	6.5%	ライン引き	1 件	0.1%
並べ替え	37 件	4.5%	カメラ撮影	1 件	0.1%
集配	36 件	4.3%	点訳	1 件	0.1%
裁断	30 件	3.6%	その他※	26 件	3.1%
			合計	830 件	100.0%

※その他は文書廃棄、色塗り、ネックストラップ作成です。

※1件の依頼で複数種別の作業を行う場合はそれぞれカウントしています。

4 障害者二千人雇用センターとの連携の状況

ワークステーション会計年度任用職員(スタッフ)がワークステーションかまくらで職務経験を積み重ね、自立促進が図られるように、障害者就業支援員が二千人雇用センター職員と定期的に処遇会議や研修会を開催し、企業等への就労が円滑に進むように就職活動の同行支援等を行い連携を深めた。

第3章 第3期鎌倉市障害者基本計画

1 将来目標

障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、
健やかで安心して地域で暮らせるまち

障害者基本法第1条は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

また、第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画では、将来都市像を「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」とし、この将来都市像の実現に向けた将来目標の1つを「健やかで心豊かに暮らせるまち」とし、その方向を「健康で生きがいにみちた福祉のまちをめざします」としています。この方向性は、「すべての市民は社会の一員として尊重され、生涯にわたり、健やかで安心した生活が送れるよう望んでいます。このため、健康福祉の環境づくりを進め、だれもが生きがいをもち、ともに支えあい、心ふれあう豊かな地域社会をつくりだしていきます。」と定めています。

以上のことを踏まえ、第3期鎌倉市障害者基本計画では、第2期計画を引き継ぎ「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち」を将来目標として定めています。



2 施策の体系

将来目標の実現に向け、基本的視点を踏まえながら、7つの分野を柱として、様々な施策を実施、推進していきます。

第3次鎌倉市総合計画、将来目標
第4章

「健やかで心豊かに
暮らせるまち」



将来目標

障害のある人もない人も、

将来目標実現に向けての基本的視点

(1)地域社会における共生

(3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

重点課題

- (1) 共生社会実現に向けた取組
→施策分野 3
- (2) 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進
→施策分野 1、2
- (3) 地域での生活を支援する体制の充実
→施策分野 4、5、7
- (4) 働く場の充実と就労支援の推進
→施策分野 6

1 安全・安心な生活環境の整備

(1)バリアフリーのまちづくりの推進

(2)災害時・緊急時対策の推進

(3)住宅入居の支援

2 情報提供・意思疎通支援の充実

(1)配慮のある情報提供の推進

(2)意思疎通支援の充実

だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち



(2)差別の禁止

(4)障害特性、性別、年齢による複合的困難等に配慮したきめ細かい支援

3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1)障害を理由とする差別の解消の推進

(2)権利擁護の推進、虐待の防止

4 福祉・生活支援の充実

(1)相談支援の充実

(2)生活支援の充実

(3)日中活動支援の充実

5 保健・医療の推進

(1)健康づくりの推進

(2)医療サービスの給付

6 雇用・就労支援の推進

(1)継続的な就労支援の推進

(2)多様な雇用の促進

7 子どもへの支援の充実

(1)早期発見、早期療育の推進

(2)障害特性に応じた保育、教育の充実

3 施策の体系事業一覧

(1)安全・安心な生活環境の整備	
① バリアフリーのまちづくりの推進	
共生の意識形成のための周知・啓発	
重度障害者住宅設備改造工事費の助成	
公衆トイレのユニバーサルデザイン化	
ノンステップバス購入費の補助	
駅及び駅周辺における重点地区のバリアフリー化の推進	
歩道段差切下げ事業の推進	
②災害時・緊急時対策の推進	
災害時における要支援者の登録	
防災・安全情報メール配信サービス	
災害時における要援護者の緊急受け入れ体制の整備	
緊急時あんしんカードの配付	
災害時用ストーム装具の保管	
Eメール 119 番通報システム	
NET119 緊急通報システム	
ファックス 119 番通報	
電話リレーサービス	
避難マップ等の配布	
③住宅入居の支援	
グループホームの整備	
高齢者、障害者向けの市営住宅の確保	
鎌倉市居住支援協議会活動支援	
住宅入居等の支援	
グループホーム入居者への家賃助成	
(2)情報提供・意思疎通支援の充実	
①配慮のある情報提供の推進	
声の広報・広報点字版の作成	
ホームページの音声読み上げ等の対応	
暮らしのガイドブックの SP コード版の作成	
市長定例記者会見における同時手話通訳の実施	
広報かまくら手話版の実施	
発行物の点字化、音声化	
「福祉の手引」の発行	
図書の郵送貸出し	
録音・点字図書の貸出し	
音声コード読上げ装置や活字文書読上げ装置の設置	
サピエ図書館のサービスの一部(相互貸借)加入の検討	

(2)情報提供・意思疎通支援の充実	
② 意思疎通支援の充実	
手話通訳者の設置	
手話通訳者、要約筆記者の派遣	
手話講習会の開催	
要約筆記講習会の開催	
失語症等成人中途言語障害者への支援	
鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例	
(3)差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	
① 障害を理由とする差別の解消の推進	
発達障害等理解・啓発講演会	
精神保健福祉講演会	
ヘルプマークの普及	
ふれあいフェスティバルの開催	
横須賀三浦地区ふれあい広場の開催	
精神保健福祉セミナーの開催	
学校における福祉教育の推進	
障害者差別解消法の普及啓発	
市職員対応要領の周知研修	
② 権利擁護の推進、虐待の防止	
成年後見センターの運営	
成年後見制度の利用支援	
成年後見制度連絡会	
障害者虐待防止センターの運営	
第三者機関による苦情解決体制の整備	
虐待防止の周知啓発	

(4)福祉・生活支援の充実	
①相談支援の充実	
相談支援の充実	
民生委員・児童委員による相談・支援	
障害福祉相談員による相談・支援	
基幹相談支援センターの運営	
鎌倉市障害者支援協議会	
各種事業所連絡会	
②生活支援の充実	
在宅生活の支援	
短期入所サービスの充実	
訪問入浴サービスの実施	
補装具費の支給と自己負担額の助成	
日常生活用具の給付	
障害者福祉手当(市)の支給	
特別障害者手当(国)の支給	
障害児福祉手当(国)の支給	
在宅重度障害者等手当(県)の支給	
外国籍障害者等福祉給付金の支給	
障害基礎年金の受付	
特別障害給付金の受付	
ファミリーサポートセンターの運営	
特別児童扶養手当の支給	
声かけふれあい収集	
有料袋(指定収集袋)の減免	
身体障害者補助犬登録等手数料の免除	
水道料金、下水道使用料の減免	
地域移行の推進	
地域生活支援拠点の整備	

(4)福祉・生活支援の充実	
③日中活動支援の充実	
日中活動の支援	
地域活動支援センター事業の実施	
施設通所交通費の支給	
福祉タクシー券・ガソリン券等の交付	
神奈川県障害者スポーツ大会への参加支援	
障害者団体への支援	
自動車改造費の助成	
地域福祉活動による支援の推進	
障害者スポーツの普及	

(5)保健・医療の推進	
①健康づくりの推進	
	障害者施設訪問歯科検診
	家庭訪問
	乳幼児健康診査・育児教室・健康相談
	障害者歯科診療
②医療サービスの給付	
	自立支援医療(精神通院医療)
	自立支援医療(更生医療)
	自立支援医療(育成医療)
	障害者医療費の助成
	相談支援のための精神保健福祉情報ガイド☆かまぐらの配布
(6)雇用・就労支援の推進	
①継続的な就労支援の推進	
	就労移行支援の利用推進
	就労支援の推進
	庁内就労体験実習の推進
	仕事応援ガイドブックの配布
②多様な雇用の促進	
	障害者雇用の推進
	障害者雇用奨励金の交付
	障害者雇用連絡会・就労支援関係機関会議
	鎌倉ふれあいショッパの開催
	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進
	障害者就職面接会
	障害者法定雇用率未達成事業所訪問
	市職員の障害者雇用の推進
	総合評価競争入札における障害者雇用企業に対する加点

(7)子どもへの支援の充実	
①早期発見、早期療育の推進	
	5歳児すこやか相談の実施
	発達相談
	発達支援システムネットワーク
	発達支援指導
	児童発達支援センターにおける支援の実施
	サポートファイルの活用
	発達支援サポートシステムの推進
	障害児通所支援事業所情報ブックの配布
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付
	軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助
②障害特性に応じた保育、教育の充実	
	障害児保育の推進
	障害児の子どもへの家への受入れ
	巡回相談事業
	保育所等訪問支援
	特別支援保育運営費補助金の交付
	特別支援教育の推進
	特別支援学級の充実
	就学相談
	学級介助員の配置及び学級支援員の派遣
	スクールアシスタントの配置
	特別支援教育巡回相談員
	言語・難聴通級指導教室(ことばの教室)
	機能訓練
	情緒通級指導教室(つどいの教室)
	教育相談体制の充実

4 個別事業の推進状況

(1)安全・安心な生活環境の整備

①バリアフリーのまちづくりの推進

事業名称	所管課等	事業内容
共生の意識形成のための 周知・啓発	地域共生課	共生社会について学ぶ機会を設けたり、広報誌、講演会等を通じて周知・啓発を行います。
重度障害者住宅設備改造工事費 の助成	障害福祉課	重度障害者が障害の内容に合わせて、浴室・玄関・トイレ等住宅設備を改造する場合に、工事費用の一部を助成します。
公衆トイレのユニバーサル デザイン化	観光課	観光課が所管する公衆トイレ34箇所について、順次ユニバーサルデザイン化を進め、身体障害者を含め多くの方が利用しやすいトイレを整備します。
ノンステップバス購入費の補助	都市計画課	路線バス事業者が、バリアフリーの推進として、ノンステップバスを購入する際の購入費の一部補助やノンステップバス導入計画策定に協力します。
駅及び駅周辺における重点地区の バリアフリー化の推進	都市計画課 道路課 市街地整備課	駅及び駅周辺における一定地区のバリアフリー化を図るため、関係機関、事業者等と連携しながら、駅及び駅周辺道路等の重点的バリアフリー整備に努めます。
歩道段差切下げ事業の推進	道路課	バリアフリーの視点から既存道路の歩道の段差切下げ等を順次実施します。

〔個別事業の推進状況について〕 事業内容に応じ、関連各課及び外部の関係機関に照会を行いました。 なお、現状に合わせて、事業名称や事業内容を一部、追加・訂正・削除 しています。	〔事業の方向性について〕 3つの方向性で示しています。 ・拡大・前進 ・継続 ・縮小・廃止・見直し
---	--

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度 (2024年度) 事業の方向性
職員の共生意識の醸成に向け、新採用職員及び中堅主事職員研修を実施した。 ・新規採用職員研修…29人 ・中堅主事研修…19人	令和5年度(2023年度)から、組織の見直しに伴い、共生の意識形成に係る周知・啓発事業を福祉総務課と分担して実施することとした。庁内連携しながら、効果的な周知啓発を実施していく。	継続
助成件数:3件 決算額:867千円		継続
鎌倉駅東口公衆トイレに音声案内装置及び多機能トイレ室内に点字シートを設置。 決算額:音声案内装置350千円、点字シート244千円、合計594千円		継続
バリアフリーの推進として、ノンステップバスを購入する際の導入計画策定について、路線バス事業者から市に対して相談はなかった。	ノンステップバスに導入されはじめた頃は、市もバリアフリーを促進するために補助金を交付していたが、昨今バスへのバリアフリー化は当たり前となり、国及びバス協会からの補助金で賄われているため当該事業は実施されておらず、引続き個別事業とすべきかが課題と考えている。	縮小・廃止・見直し
バリアフリー化未実施駅の一つである、湘南モノレール湘南深沢駅のバリアフリー化に向けて、交通事業者と調整を行った。		継続
歩道段差切り下げ事業:15箇所 決算額:16,280千円		継続

②災害時・緊急時対策の推進

事業名称	所管課等	事業内容
災害時における要支援者の登録	総合防災課 福祉総務課 生活福祉課 高齢者いきいき課 障害福祉課	災害時に支援が必要な方の避難が確実なものとなるように、避難行動要支援者名簿の作成や同名簿への登録を推進し、障害者等の要支援者に情報提供や避難誘導等の支援が行き渡りやすい環境整備を行います。
防災・安全情報メール 配信サービス	総合防災課	災害情報や防犯情報を携帯電話やパソコン等の電子メールで配信するサービスを行います。
災害時における要援護者の緊急 受け入れ体制の整備	福祉総務課	災害時に、在宅の障害者を市内の障害者施設に緊急受け入れするため、施設と協定を締結し、緊急受け入れ体制を推進します。
緊急時あんしんカードの配付	障害福祉課	緊急連絡先・かかりつけ医・常用薬等の情報が記載でき、障害者が常時携帯することで、緊急時及び災害時の迅速な対応ができるように、障害者手帳に入る大きさのカードを作成し、配付します。
災害時用ストーマ装具の保管	障害福祉課	災害時に備え、オストメイトで保管希望者のストーマ装具を市の施設で保管します。
Eメール119番通報システム	消防本部 指令情報課	鎌倉市内に在住で、聴覚・言語等に障害のある方は、携帯やパソコン等のEメールアドレスを登録することにより、Eメールで119番通報することが可能となります。このシステムの周知を図り推進します。
NET119緊急通報システム	消防本部 指令情報課	聴覚・言語等に障害があり音声による通報が困難な方への新たな119番通報サービスです。
ファックス119番通報	消防本部 指令情報課	聴覚・言語等の障害者のために、ファックスによる119番通報を受け付けています。指定の用紙に記入し、119番(局番なし)でファックスを送信することで、消防車や救急車等の要請が行えます。
電話リレーサービス	消防本部 指令情報課	119番通報時、聴覚や発話に困難にある方との会話を、通訳オペレーターが手話・文字及び音声通訳し、電話で双方をつなぐサービスです。なお、日本財団電話リレーサービスへの事前登録が必要です。
避難マップ等の配布	障害福祉課	地域災害弱者防災支援会議等で作成している「避難マップ」等、災害時に役立つ情報について広く配布し、周知を図ります。

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度(2024年度)事業の方向性
・令和5年度(2023年度)に新たに要支援者の対象となった2,815人に名簿への掲載に係る意向確認調査を実施した。 ・自治会町内会138組織に名簿情報の提供を行った。 ・警察、消防、民生委員児童委員協議会へ名簿情報の提供を行った。 ・避難行動要支援者対象者数(41,651人 うち障害者2,884人) ・避難行動要支援者登録者数(10,503人 うち障害者1,208人)	名簿の未受理自治会町内会に対する働きかけ	継続
防災安全情報提供システム及び自動メール配信サービス(瞬時に気象庁からの情報を配信するシステム)により、メール配信登録アドレス(27,389人)宛にメール配信を行った。	未登録者への周知	継続
円滑な受け入れ体制の確保に向けて、協定施設を統括する組織(社会福祉協議会施設部会)と協議を行い、当面の方向性の確認を行った。	緊急受け入れ時のガイドラインの必要性が共通認識されたが、検討組織の立ち上げに時間を要している。	継続
希望者には窓口で配布し、カードの普及、活用の促進に努めた。		継続
6件(継続)		縮小・廃止・見直し
通報:0件 新規登録者:0名 登録者:19名	通報を受けることはなく、新規登録者もなかった。障がいのある方も不利益を被ることなく、119番通報できるサービスがあることを広報かまくら等に掲載し、あらゆる機会を捉えて周知を図る。	継続
通報:0件 新規登録者:0名 登録者:14名	通報を受けることはなく、新規登録者もなかった。障がいのある方も不利益を被ることなく、119番通報できるサービスがあることを広報かまくら等に掲載し、あらゆる機会を捉えて周知を図る。	継続
通報:0件	広報かまくらへの掲載や市民向け救急講習の場等あらゆる機会を捉えて周知を図る。	継続
通報:0件	令和3年(2021年)7月1日から公的なインフラとして開始した。広報かまくらへの掲載や市民向け救急講習の場等あらゆる機会を捉えて周知を図る。	継続
「避難マップ」を窓口等で配布した。	内容の見直しや配布及び活用機会の拡大	縮小・廃止・見直し

③住宅入居の支援

事業名称	所管課等	事業内容
グループホームの整備	障害福祉課	地域における障害者の自立した生活の場、親亡き後の障害者の居住の場を確保するため、民間事業者が行うグループホームの整備を推進します。
高齢者、障害者向けの市営住宅の確保	都市整備総務課	高齢者世帯や障害者世帯向けの市営住宅を確保し、高齢者や障害者への住宅供給を行っています。
鎌倉市居住支援協議会活動支援	都市整備総務課	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進、その他必要な措置について協議を行います。
住宅入居等の支援	障害福祉課	施設から地域への移行時等に住宅への入居を支援します。
グループホーム入居者への家賃助成	障害福祉課	グループホーム入居者に対する家賃助成を行います。

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度(2024年度)事業の方向性
新設件数:0件 初度調弁補助件数:2件 ※初度調弁…新しく事業を始める際、最初に必要な物品を購入するための費用		継続
高齢者世帯向け住宅を125戸、障害者世帯向け住宅を7戸、計132戸の市営住宅を確保している。	身体障害者同居世帯(3人以上の世帯)向け住宅(1戸)を募集したところ、令和4年度(2022年度)に引き続いて申込みがなかった。申込みがなかった要因として、家族構成人員の減少傾向があると考えている。	継続
・住宅確保要配慮者を対象とした民間賃貸住宅等への入居に向けた住宅相談を実施した。 ・福祉関係事業者を対象に、住まい探しの流れ等に関する研修会を開催した。 ・不動産店関係者、福祉関係者を中心に、お互いの理解促進と連携関係構築を築くことを目的とした多職種合同の研修を開催した。	研修等を実施する中で、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を円滑に進めるために必要な「不動産店関係者内の連携」や「不動産店関係者内での情報共有」が不足していることがわかった。	継続
5件		継続
対象者数:176人 決算額:14,397千円		継続

(2)情報提供・意思疎通支援の充実

①配慮のある情報提供の推進

事業名称	所管課等	事業内容
声の広報・広報点字版の作成	広報課	視覚障害者に声の広報・広報点字版の作成をしています。広報課へ登録することで、広報を録音したCD・デジター版や点字版を郵送します。
ホームページの音声読み上げ等の対応	広報課	市ホームページを、音声読み上げ、文字の拡大、コントラストの設定等に対応できるものにします。
暮らしのガイドブックのSPコード版の作成	広報課	視覚障害者から要望があった場合に、SPコード版の作成を行います。
市長定例記者会見における同時手話通訳の実施	広報課	聴覚障害者等に対してわかりやすい情報発信をするため、市長定例記者会見で、手話通訳者を配置し、同時手話通訳をしています。また、字幕を付けた記者会見動画を作成し、YouTube及び市ホームページで公開しています。
広報かまくら手話版の実施	広報課	広報かまくらの特集について、手話、字幕等で解説する動画を作成し、YouTube及び市ホームページで公開しています。
発行物の点字化、音声化	障害福祉課	障害者福祉計画等の重要な情報について、点字版や音声版を作成します。
「福祉の手引」の発行	障害福祉課	障害者のための様々な制度やサービス、施設や関係機関及び当事者団体等の紹介を行う「福祉の手引」を作成し、配布します。また、視覚障害者向けに点字版や音声版(デジター版)を作成し、貸出し等を行います。
図書の郵送貸出し	中央図書館	図書館に来館できない身体障害者手帳をお持ちで要件に該当する方に、郵送による図書等の貸出しを行います。
録音・点字図書の貸出し	中央図書館	視覚障害者がサービス登録をすることで、所蔵する録音図書又は点字図書の目録により、希望の録音図書(カセットテープ・CD・デジター)・点字図書を無料で郵送貸出しします。
音声コード読み上げ装置や活字文書読み上げ装置の設置	中央図書館	視覚障害者のための情報支援である音声コード(SPコード)の読み上げ装置や活字を読み上げる装置の窓口設置を行います。
サピエ図書館のサービスの一部(相互貸借)加入の検討	中央図書館	視覚障害者のためのインターネット上の図書館のサービスの一部(相互貸借)加入を検討します。

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度(2024年度)事業の方向性
鎌倉朗読・録音奉仕会の声の広報、鎌倉市点訳赤十字奉仕団に広報点字版を依頼作成し、利用者に送付するほか、YouTube及び市ホームページで公開した。 テープ・デージー・CD版:21人 点字版:4人 603千円(声の広報:495千円、点訳版108千円)	依頼団体の高齢化と人材不足。音訳版・点訳版をスムーズに作成するための作成方法などの検討が必要。	継続
テキスト(HTML)版「広報かまくら」の掲載や、音声読み上げに対応したページ作成を行った。	ページの更新の作業者によってアクセシビリティへの意識の違いがあり、操作研修などを通じ意識の統一が必要。	継続
実績なし(音声読み上げに対応したPDF版のホームページ掲載を行った)	SPコード版は文字数制限等があり、膨大な文字量の暮らしのガイドブックの中から、どの部分をSPコード版にするか判断が困難。	縮小・廃止・見直し
引き続き、市長定例記者会見で、手話通訳者を配置し、同時手話通訳を行う他、字幕を付けた記者会見動画を作成し、YouTube及び市ホームページで公開した。	手話通訳者の不足。急遽、手話通訳者が出勤できなくなったり、記者会見の予定が変更となったりした場合に、手話通訳職員を確保することができない。	継続
鎌倉市聴覚障害者協会に手話解説を依頼作成し、YouTube及び市ホームページで公開した。 発行号:令和5年(2023年)4月号～令和6年(2024年)3月号(12号分) 広報課:原稿作成 鎌倉市聴覚障害者協会:手話、動画撮影及び動画編集	手話版の製作に時間がかかるため、広報かまくらの発行から約1か月程度遅れての公開となっている。なるべく早く旬な情報を提供できるように、原稿作成等で製作時間が短くなるように工夫する必要がある。	継続
・鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書の点字版、音声版作成 ・福祉の手引点字版、音声版作成 ・市封筒への「鎌倉市役所」の点字記載		継続
・福祉の手引点字版、音声版作成	広く情報提供をしていくため、左記以外の情報(通知文等)について、点字版や音声版の作成の検討。	継続
登録者 33人 延べ利用者 191人 貸出点数 334点	利用者を増やしていくために、利用要件該当の方への広報や周知を継続して行っていくことが課題である。	継続
登録者 43人 延べ利用者数 55人 貸出点数 169点 図書館システムでの検索ができるようデージー図書登録を進めた。 DAISY図書 受入数 273点	未登録のデージー図書の登録を進めていく必要がある。 視覚障害者用パソコンの操作(サビエ図書館の操作等)講習会の開催要望があったため、対応について検討していく必要がある。	継続
(中央図書館)音声読書機 1台、デージー再生機2台、活字文字読み上げ装置1台設置。 拡大読書器は寄贈があったため、旧・拡大読書器を地域館へ置いたことで、拡大読書器のある図書館が2館になった。	拡大読書器以外の機材については老朽化に伴う不具合があるため、機器の更新を行うことが課題である。	拡大・前進
(中央図書館)サビエ図書館加入6年目 相互貸借:114件	デージー図書の音声データのダウンロード、USBメモリに保存し貸出することについて要望があるため、他の自治体での対応等調査して検討していくことが課題である。	拡大・前進

②意思疎通支援の充実

事業名称	所管課等	事業内容
手話通訳者の設置	障害福祉課	聴覚障害者の市の手続き等の支援のために、障害福祉課の窓口 に、手話通訳者を設置します。
手話通訳者、要約筆記者の派遣	障害福祉課	聴覚障害者が、医療、教育、就職、生活等の相談のため、手話通訳 者及び要約筆記者を必要とする場合に派遣し、聴覚障害者の情 報保障を図ります。
手話講習会の開催	障害福祉課	市民に、聴覚障害者への理解を進め、聴覚障害者の情報保障を 担うための手話通訳者の養成を目指して、入門・基礎・中級・上級 の講習会を実施します。
要約筆記講習会の開催	障害福祉課	主に、中途失聴者・難聴者への理解や情報保障を担うため、手書 きやパソコンによる要約筆記者の養成講習会を実施します。
失語症等成人中途言語障害者 への支援	障害福祉課	失語症による中途障害への理解のための失語症基礎講座の開催 や、グループ訓練会、言語聴覚士の派遣事業等を行います。
鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者 等の情報取得等の手段についての 選択の機会の確保に関する条例	障害福祉課	すべての障害者への意思疎通支援が可能となる「鎌倉市視覚障 害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機 会の確保に関する条例」を制定します。

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度 (2024年度) 事業の方向性
手話通訳者2人が交代で、開庁日に毎日設置。		継続
派遣回数:246回(手話通訳:210回・要約筆記:36回) 決算額 :1,406千円		継続
はじめての手話講習会:8回 入門講習会:18回 基礎講習会:24回 応用講習会:20回		継続
要約筆記講習会:8回		継続
失語症基礎講座: 2回 受講者数 55人 グループ訓練会:24回 参加者数148人 言語聴覚士等の派遣:7回		継続
令和3年(2021年)7月に条例を制定。 購入した視覚障害者用のパソコン及びソフトウェアを用いた、視覚障害者等にパソコンの操作を教えるボランティアの養成及び視覚障害者等がパソコンの操作を学ぶ場を検討した。		拡大・前進

(3)差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

①障害を理由とする差別の解消の推進

事業名称	所管課等	事業内容
発達障害等理解・啓発講演会	発達支援室	子どもの発達・発育に関する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会の開催を通して、市民への理解・啓発に努めます。
精神保健福祉講演会	障害福祉課	精神障害者への理解を深めるため、市民向けに講演会を開催し普及啓発を図ります。
ヘルプマークの普及	神奈川県 障害福祉課	県で作成しているヘルプマークを窓口で配布し、普及を推進します。
ふれあいフェスティバルの開催	障害福祉課	毎年の「障害者週間(12/3～12/9)」に合わせて、障害のある人もない人も共にふれあい、障害者を理解するイベントを開催します。また、障害者団体等の活動内容等のパネル等を地下道ギャラリーに展示します。
横須賀三浦地区ふれあい広場の開催	障害福祉課	横須賀三浦地区の知的障害児者と家族や施設、関係団体等が地域と親睦を深め、障害者への理解の促進と交流を進めます。
精神保健福祉セミナーの開催	障害福祉課	専門職による講義と地域の事業所での体験実習を通じて、市民が精神障害者を取り巻く環境を理解し、共に生きる地域社会作りを目指します。
学校における福祉教育の推進	教育指導課	児童生徒の発達の段階に応じて、社会科、家庭科、道徳等において、障害者への理解を深める指導を行います。
障害者差別解消法の普及啓発	障害福祉課	市民、事業者等へ障害者差別解消法の普及を行い、障害者の権利擁護を推進します。また、障害者差別解消支援地域協議会を設置します。
市職員対応要領の周知研修	職員課 障害福祉課	市職員へ市職員対応要領の周知研修を行い、適切な対応を行います。

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度(2024年度)事業の方向性
療育にかかわる専門家に依頼し、発達障害等啓発講演会を3回実施し、延べ154人が参加した。	コロナが落ち着き、参加希望者が増加傾向にあるため、会場の確保に課題がある。	継続
講演会1回開催 「支える人をひとりにしない～ケアを担う子どもとその家族に何が起きているのか～」と題し、ケアラーについて取り扱った。		継続
障害福祉課や支所等にて、計1,003個のヘルプマークを配布。		継続
12月5-6日にふれあいショップを大船駅東口ペDESTRIANデッキで開催し、障害のある人もない人も共にふれあい、障害者への理解の促進に向けて、多くの来場者に足を運んでいただいた。 また、同時期に障害者団体等の活動内容についてのパネル等を地下道ギャラリーに展示した。		継続
事業実施が困難であることから令和5年度(2023年度)は中止		縮小・廃止・見直し
セミナー全7回を開催。 参加者:11名		継続
道徳、社会科、家庭科、特別活動等の時間の中で共生について取扱った。	福祉教育に関する出前講座等の活用	継続
・市が作成した障害者差別解消法のリーフレットの窓口配架 ・市広報や、鎌倉市商工会議所の会報「かまくら」3月号への記事掲載 ・鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会 年間2回開催	障害者差別解消法についての周知、啓発の更なる推進。 特に、令和6年(2024年)4月1日施行の改正障害者差別解消法を受け、事業者による合理的配慮の義務化の周知が必要。	継続
・1級職員(新採用職員)27人に向けて合理的配慮及び手話に関する研修を実施した。 ・2級2年目職員及び希望者37人に向けて合理的配慮に関する研修を実施した。 ・3級2年目職員及び希望者20人に向けて視覚障害者への対応研修を実施した。		継続

②権利擁護の推進、虐待の防止

事業名称	所管課等	事業内容
成年後見センターの運営	高齢者いきいき課 障害福祉課	専門職による成年後見制度の利用に関わる相談や、成年後見制度の市民への啓発事業等を行う成年後見センターを運営します。
成年後見制度の利用支援	高齢者いきいき課 障害福祉課	成年後見制度利用時の手数料等を助成します。
成年後見制度連絡会	高齢者いきいき課 障害福祉課	成年後見制度に関わる相談機関と専門職等で構成される「かまぐら成年後見制度連絡会」を実施し、相談対応および利用支援のための情報共有と連携を図ります。
障害者虐待防止センターの運営	障害福祉課	障害者虐待防止のための啓発を行い、また、虐待が疑われる通報、案件については、関係機関と連携し、緊急時の対応等を行います。
第三者機関による苦情解決体制の整備	発達支援室	あおぞら園における、福祉サービスに関する苦情について、第三者機関を設置して対応します。
虐待防止の周知啓発	こども家庭相談課 高齢者いきいき課 障害福祉課	児童、高齢者、障害者の虐待防止のため、児童虐待防止推進月間等を利用して、周知啓発を行います。

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度(2024年度)事業の方向性
鎌倉市成年後見センターの運営を鎌倉市社会福祉協議会へ委託した。 利用支援相談294件、専門相談22件、親族後見人相談3件、研修等7回・136人参加。	鎌倉市成年後見センターの周知と制度の利用促進を図ることが必要。	継続
鎌倉市成年後見制度利用支援事業助成金 :15件(高齢者:4件・障害者:13件)、4,814千円を助成した。	高齢者分について、前年度に比べて申請件数が減少したことから、更なる周知が必要。	継続
連絡会を3回開催。 後見制度の進捗状況や動向について、情報共有を図った。 更なる情報共有と関係機関・団体との連携を図るため、連絡会を改組し、令和6年(2024年)4月に新たに「鎌倉市成年後見制度利用促進協議会」を設置するための協議を行った。		拡大・前進
虐待通報件数:8件		継続
苦情申し出は0件。		継続
・3課合同で本庁舎ロビーにおいて周知・啓発を図った。 また、全介護事業所に向けて高齢者虐待防止研修を2回開催。 ・11月の虐待防止推進期間には市役所ロビーでのパネル展示を実施したほか、地域のイベントでの資料配布や広報紙を使つての啓発活動などを実施した。	・虐待防止についての更なる理解と虐待相談窓口の周知が必要。 ・ヤングケアラー等、新たな課題に対する啓発、取り組みが必要。	継続

(4)福祉・生活支援の充実

①相談支援の充実

事業名称	所管課等	事業内容
相談支援の充実	障害福祉課	基幹相談支援センターを中核とし、関係機関との連携を図り、地域での相談支援のネットワークを強化し、地域における障害者の個々の状況に応じた支援を行います。
民生委員・児童委員による相談・支援	生活福祉課	民生委員・児童委員による地域の障害者及び家族への相談・支援を行います。
障害福祉相談員による相談・支援	障害福祉課	鎌倉市障害福祉相談員による地域の障害者及び家族への相談・支援を行います。
基幹相談支援センターの運営	障害福祉課	地域の障害者相談支援の中核となり、相談支援の質の向上のため、相談支援事業所の支援や相談専門支援員の育成及び鎌倉市障害者支援協議会の事務局運営等を行います。
鎌倉市障害者支援協議会	障害福祉課	地域の関係者が集まり、情報の共有や地域の課題等を協議します。各分野ごとの専門部会では、事業所連絡会等からの課題を扱う等して協議を重ね、様々な取組を進めます。全体会では、専門部会の協議結果をとりまとめ、施策への提言等を行います。
各種事業所連絡会	障害福祉課	居宅介護等同種の障害福祉サービスを提供する事業所が定期的に集まり、情報共有や課題についての協議、勉強会等を実施します。

②生活支援の充実

事業名称	所管課等	事業内容
在宅生活の支援	障害福祉課	生活全般にわたる相談支援により、居宅介護等のサービス利用につなげ、障害者の在宅生活を支援します。
短期入所サービスの充実	障害福祉課	自宅で介護する人の疾病やレスパイト等のために、圏域での拠点事業所配置事業での利用を含め、障害者が身近な地域で利用できる短期入所サービスの充実を図ります。
訪問入浴サービスの実施	障害福祉課	自宅で入浴することが困難な重度障害者を対象に、居室に浴槽を運んで入浴を行う訪問入浴サービスを実施します。

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度(2024年度)事業の方向性
・指定特定、指定障害児相談支援事業所:16箇所 ・委託相談支援事業所:3箇所 ・鎌倉市基幹相談支援センターの運営		継続
民生委員の活動状況:194件 (障害者に関する相談件数)	精神障害者の難しいケースへの対応や、病識のない家族や当事者等への対応など民生委員の介入を拒否するケースへの対応が課題である。	継続
①実践活動延べ156件 ②相談・助言活動延べ25件 合計181件の相談を実施した。	相談員が対応できない相談があること。	継続
・総合相談支援事業 総合相談窓口、相談支援事業所の支援、関係機関連携 相談支援者育成(相談支援専門員研修会1回、管理者会3回、事例検討会4回、相談支援専門員初任者・現任者インターバル実習8回) 相談支援事業所訪問13箇所 市職員向け研修2回 ・鎌倉市障害者支援協議会の企画運営 ・市民向け講演会実施(令和5年(2023年)12月3日 鎌倉市福祉センター)		継続
全体会 3回 専門部会 9回(地域生活支援部会、精神保健福祉部会、こども応援部会 各3回)		継続
相談支援事業所連絡会 6回 居宅介護事業所連絡会 6回 児童通所支援事業所連絡会 6回		継続

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度(2024年度)事業の方向性
・居宅介護 決算額:281,575千円 ・重度訪問介護 決算額:90,735千円		継続
事業所数:7箇所 ・市内福祉型事業所 4箇所 ・市内医療型事業所 2箇所 ・短期入所拠点事業所配置事業 1箇所 (湘南東部あんしんネット)		継続
対象者数:11人 決算額:5,493千円		継続

事業名称	所管課等	事業内容
補装具費の支給と自己負担額の助成	障害福祉課	身体障害児者及び難病患者等の身体機能を補完または代替するために、身体障害児者及び難病患者等が装着、装用する義肢、車いす、盲人安全杖、補聴器等の用具(補装具)費を給付し、自己負担額の助成を行います。
日常生活用具の給付	障害福祉課	障害児者及び難病患者等の日常生活の便宜を図ることを目的として、障害の特性や生活状況に合わせた日常生活用具を給付します。
障害者福祉手当(市)の支給	障害福祉課	在宅の障害児者に、障害程度に応じて、市の手当を支給します。
特別障害者手当(国)の支給	障害福祉課	重度の障害のため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の方を対象に、国の手当を支給します。
障害児福祉手当(国)の支給	障害福祉課	重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方を対象に、国の手当を支給します。
在宅重度障害者等手当(県)の支給	神奈川県 障害福祉課	在宅で常時介護を要する重度重複障害の方や国の福祉手当を受給している方に、県の手当を支給します。
外国籍障害者等福祉給付金の支給	障害福祉課	公的年金の受給要件を制度上満たすことができない在日外国人の障害者を対象に、福祉給付金を支給します。
障害基礎年金の受付	保険年金課 年金事務所	国民年金法の障害等級1級、2級に該当し、一定の条件を満たす方からの障害基礎年金の申請を受け付けます。
特別障害給付金の受付	保険年金課	国民年金の任意加入対象期間に加入をしていなかったことで障害基礎年金等が受給できない方で、一定の条件を満たす方からの特別障害給付金の申請を受け付けます。
ファミリーサポートセンターの運営	こども家庭相談課	育児の手助けをしてほしい方、その手伝いをしたい方が互いに助け合う会員組織です。障害児に関しては、特別支援学校への送迎や放課後の預かりサービスの提供を行います。
特別児童扶養手当の支給	こども家庭相談課	在宅で障害児(20歳未満)を養育している方を対象に、障害の程度に応じて、国の手当を支給します。
声かけふれあい収集	ごみ減量対策課 環境センター	クリーンステーション(ごみ集積場)まで、ご自分でごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、週に1回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をするとともに、ごみ出しの負担を軽減します。
有料袋(指定収集袋)の減免	ごみ減量対策課	在宅で腹膜透析を実施している方、ストーマ装具を使用している方を対象に、一定枚数の指定収集袋を無料で交付します。
身体障害者補助犬登録等手数料の免除	環境保全課	狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料について、身体障害者補助犬を所有する方の手数料を免除します。

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度 (2024年度) 事業の方向性
補装具(障害者) 件数:179件、決算額:22,026千円 補装具(障害児) 件数:84件、決算額:7,946千円		継続
日常生活用具(障害者) 件数:3,450件、決算額:35,066千円 日常生活用具(障害児) 件数:193件、決算額:2,123千円		継続
・身体障害及び知的障害支給対象者 延24,464月 決算額:48,928千円 ・精神障害支給対象者 延1,869月 決算額:3,738千円 ・決算額:合計52,666千円		継続
件数:1,184件 決算額:32,995千円		継続
件数:485件 決算額:7,351千円		継続
対象者:183人		継続
対象者:1人 決算額:312千円		継続
新規請求:44件、額改定請求:1件 受給権者:2559人 (令和6年(2024年)3月末時点)		継続
新規請求:0件 受給権者:16人 (令和6年(2024年)3月末時点)		継続
特別支援学校・支援学級への送迎:95件 送迎及び帰宅後の預かり:17件 その他の支援:247件 計359件の支援を行った。	障害児の支援ができる支援会員が少ないため、いかに増員を図るかが課題。	継続
資格者数:201人 (受給者:157人・支給停止44人)	手帳取得者以外への周知が課題。	継続
実施世帯数:636世帯 対象者数:752人 (うち障害者数:42人)		継続
腹膜透析実施者:34人 ストーマ装具使用者:287人		継続
0件	該当する身体障害者への周知	継続

事業名称	所管課等	事業内容
水道料金、下水道使用料の減免	県鎌倉水道営業所 下水道経営課	重度の障害者等がいる世帯に対し、水道料金と下水道使用料の基本料金及び基本料金の消費税相当分を減免します。
地域移行の推進	障害福祉課	住宅施策等と連携しながら、地域での生活を支援する体制を推進します。
地域生活支援拠点の整備	障害福祉課	地域における障害者の生活を支えるための拠点について、面的な整備等を検討し、事業者と協力しながら整備をします。地域移行等の相談、グループホーム等の体験、短期入所等の緊急時受け入れ、専門性のある人材の確保、地域の体制づくり等の機能を想定しています。

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度(2024年度)事業の方向性
引き続き事業を実施。 下水道使用料減免 申請数:計231件 身体障害者:199件 知的障害者:18件 精神障害者:12件 重複障害者:2件		継続
・地域移行者:1人(地域移行支援利用して退院) ・鎌倉市居住支援協議会(都市整備総務課所管)への参加		継続
・鎌倉市障害者支援協議会における検討(全体会での意見交換、地域生活支援部会での検討) ・相談支援事業所連絡会における意見交換等 ・地域生活支援拠点等整備事業に関する検討会議の開催(5回)		拡大・前進

③日中活動支援の充実

事業名称	所管課等	事業内容
日中活動の支援	障害福祉課	生活介護、移動支援、日中一時支援等のサービスを充実させ、日中活動の支援を行います。
地域活動支援センター事業の実施	障害福祉課	障害者の日中活動を支援するため、創作的活動や生産活動等を行う機会を提供し、地域との交流等の拠点となる地域活動支援センター事業を実施します。
施設通所交通費の支給	障害福祉課	在宅の障害者が福祉施設に訓練や作業のために公共交通機関を使って通所する場合に、交通費を支給します。
福祉タクシー券・ガソリン券等の交付	障害福祉課	重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー利用料金、自動車燃料費、福祉有償運送料金を助成します。
神奈川県障害者スポーツ大会への参加支援	神奈川県 障害福祉課	神奈川県・相模原市共催の障害者スポーツ大会への参加支援を行い、障害者の社会参加や交流を図ります。
障害者団体への支援	障害福祉課	障害者団体のスポーツ、レクリエーション等の活動を支援します。
自動車改造費の助成	障害福祉課	身体障害者が自ら所有し運転する自動車を改造する場合の費用の一部を助成します。
地域福祉活動による支援の推進	生活福祉課 社会福祉協議会	民生委員・児童委員及びNPO法人等が実施する地域福祉活動を支援します。
障害者スポーツの普及	スポーツ課	障害者スポーツの紹介 ①ニュースポーツを紹介するイベント「スポーツ・レクリエーションフェア」等にて、パラスポーツの体験会や競技種目を説明したパネルの展示、競技用の装具の展示等を行います。 ②市立小中学校と連携し、パラスポーツ選手による実技指導や経験談を聞く等、選手とのふれあい体験を行います。

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度(2024年度)事業の方向性
・生活介護 決算額:1,091,737千円 ・移動支援 決算額:92,442千円 ・日中一時 決算額:9,659千円		継続
I型(2箇所)、II型(1箇所)、III型(8箇所)において、障害者の日中活動の場を確保した。	障害者の日中活動の場を確保できるよう、生産活動の機会の提供や地域住民に対して障害への理解・啓発を行う必要がある。	継続
延べ利用人数:5,218人 決算額:38,524千円	経費の増加傾向に対する制度維持のための見直し検討が必要。	継続
・タクシー利用券 支給者数:1,186人 決算額:14,992千円 ・自動車燃料利用券 支給者数:778人 決算額:11,812千円 ・福祉有償運送利用券 支給者数:11人 決算額:12千円		継続
令和5年度(2023年度)から、応募手続きや現地での受付等は、主催団体が実施することとなったため、市は希望者から応募用紙の送付依頼があった際に、対応している。		継続
団体へ助成 決算額:576千円		継続
件数:4件 決算額:324千円		継続
・サマースクール及びふれあいフェスティバル関係の事業中止【中止理由】 令和5年度(2023年度)当初は依然新型コロナウイルスが蔓延していたため。 ・民生委員児童委員が地域福祉活動を円滑に行えるよう民生委員児童委員協議会に対し運営費補助金を支給した。		継続
①「2023かまくらスポーツ・レクリエーションフェア」 ・令和5年(2023年)11月19日 鎌倉武道館 176人 ・年齢や体力に関係なく実施できるニュースポーツ等の体験イベントにおいて、ボッチャの実技体験を行った。 ②「車椅子バスケットボール体験」 ・令和6年(2024年)1月26日 今泉小学校4年 87人 ・令和6年(2024年)1月30日 山崎小学校4年 94人 ・各校の児童を対象に車椅子バスケットボールの実技体験及びパラスポーツ選手の経験談を聞くなどのふれあい体験を行った。		継続

(5)保健・医療の推進

①健康づくりの推進

事業名称	所管課等	事業内容
障害者施設訪問歯科検診	鎌倉市歯科医師会 県鎌倉保健福祉事務所 障害福祉課	鎌倉市歯科医師会と県鎌倉保健福祉事務所で、障害者施設を訪問し、検診や歯みがき指導及び医院の紹介等を行います。
家庭訪問	市民健康課	家庭での育児、養育方法等の相談・支援や、障害等により生活に困難がある人に対し、保健師等が訪問し、家庭生活に対する助言を行います。
乳幼児健康診査・育児教室・健康相談	市民健康課	乳幼児の健やかな発育・発達を目指し、節目の時期に健康診査等を実施します。
障害者歯科診療	市民健康課	鎌倉市口腔保健センター(鎌倉市台2-8-1台在宅福祉サービスセンター1階)で、障害者歯科診療を実施します。

②医療サービスの給付

事業名称	所管課等	事業内容
自立支援医療(精神通院医療)	障害福祉課	精神疾患で通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための自立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を軽減します。
自立支援医療(更生医療)	障害福祉課	身体障害者の障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合に、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を軽減します。
自立支援医療(育成医療)	障害福祉課	障害児の身体障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合に、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を軽減します。
障害者医療費の助成	障害福祉課	一定の障害者の健康保険適用となる医療費の自己負担分を助成します。
相談支援のための精神保健福祉情報ガイド☆かまぐら	障害福祉課	鎌倉市障害者支援協議会で作成した「相談支援のための精神保健福祉情報ガイド☆かまぐら」を配布し、精神保健福祉相談に関して支援者等の手助けとなる情報を広く周知します。

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度(2024年度)事業の方向性
訪問事業所数:10施設 利用者数:254人		継続
実人数:1,787人 延べ人数:1,881人	虐待疑い事例、精神疾患を有する保護者、育児能力が低下している家庭、経済的不安定さを抱える家庭の増加	継続
4か月児健康診査:824人(受診率99.4%) お誕生前健康診査:836人(受診率97.2%) 1歳6か月児健康診査:973人(受診率98.6%) 2歳児歯科健康診査:493人(受診率49.3%) 3歳児健康診査:1,099人(受診率104.9%)	未受診児に対する受診勧奨等、早期からの支援に向け、フォロー体制を強化していく。	継続
診療日数 76日 患者数 663人	令和5年(2023年)10月から、診療頻度を週1回から週2回に増やした為、診療日数増について、市民への周知等を引き続き図っていく必要がある。	継続

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度(2024年度)事業の方向性
受給者:2,880人		継続
受給者:179人 決算額:89,342千円		継続
受給者:0人 決算額:0円		継続
対象者数(令和6年(2024年)3月末):3,963人 決算額:549,189千円		継続
ホームページへの掲載、市内医療機関等への配布や窓口等で配架、配布		継続

(6)雇用・就労支援の推進

①継続的な就労支援の推進

事業名称	所管課等	事業内容
就労移行支援の利用推進	障害福祉課	就労を希望する障害者に、一定期間、訓練等を行い、一般就労へつなげるための就労移行支援の利用を推進します。
就労支援の推進	障害福祉課	障害者の一般就労に関し、総合的な支援を行う就労支援センター機能について検討します。また、就労移行支援事業所等と連携し、就労後の定着支援を推進します。
庁内就労体験実習の推進	障害福祉課	知的障害者や精神障害者の一般就労を支援するため、就労移行支援事業所と連携等して、市役所内の様々な業務で就労体験実習を行います。
仕事応援ガイドブックの配布	障害福祉課	鎌倉市障害者支援協議会で作成した「仕事応援ガイドブック」を配布し、就労を支援する事業所への通所を検討する際等に参考となる市内事業所の情報を広く周知します。

②多様な雇用の促進

事業名称	所管課等	事業内容
障害者雇用の推進	障害福祉課 商工課 農水課	働く意欲のある障害者がいきいきと働けるよう、障害者2000人の雇用を目指し、地域の事業者等に働きかけ、障害者雇用を促進します。
障害者雇用奨励金の交付	障害福祉課	知的障害者や精神障害者を雇用している中小企業の事業主及び就労継続支援A型事業所に対して、雇用した障害者につき奨励金を支給し、障害者雇用の推進を図ります。
障害者雇用連絡会・就労支援関係機関会議	よこすか障害者就業・生活支援センター 障害福祉課	ハローワーク、労働局、市町障害福祉担当、障害福祉施設、障害者職業センター、支援学校等、障害者就労の関係機関が集まり、障害者就労の現状と情報交換、意見交換による課題の共有と連携体制の推進を図ります。
鎌倉ふれあいショッップの開催	障害福祉課	市役所本庁舎ロビーや鎌倉生涯学習センターロビーで、障害者各施設の手作りの品や食品等の販売を行い、障害者への理解と製品の販売促進を図ります。
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	各課 障害福祉課	障害者就労施設等からの市の物品調達や役務の提供を推進し、施設等の売上げの向上を図ります。

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度(2024年度)事業の方向性
・就労移行支援 決算額:132,091千円		継続
障害者二千円雇用センターの運営を通じて、障害者や企業に対する支援等を行った。 実績:・一般就労者 35人 ・相談件数 障害者相談 3,191件 事業者相談 738件 定着支援 671件	事業者からの相談が減少しているため、企業への周知・啓発を行っていく必要がある。	継続
ワークステーションにおいて、支援学校の生徒1人の研修を受け入れた。	引き続き、支援学校及び市内事業所に対して周知を進めていく必要がある。	継続
・令和2年度(2020年度)に作成した「仕事応援ガイドブック」をリニューアルし、情報の更新を行った。300冊作成 ・ホームページへの掲載、就労支援事業所等への配布や窓口等で配架、配布	最新の情報を提供するため、改訂頻度について、検討する必要がある。	継続

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度(2024年度)事業の方向性
障害者二千円雇用センターや、デジタル就労支援センター KAMAKURAの運営などを通じて就労支援を行った。当初目標として掲げた就労者数2,000人を達成し、令和5年度(2023年度)末において2,051人となった。	18歳から65歳未満の精神障害者福祉手帳の交付を受けている人が増加していることなどを踏まえ、引き続き、障害者二千円雇用センター等における就労支援や、障害者雇用啓発講演会の開催などを通じた啓発を行っていく必要がある。	継続
【雇用奨励金交付実績】 一般企業:9社 (知的8人・精神6人) 決算額:3,180千円 A型事業所:8事業所 (知的12人・精神18人(精神障害者保健福祉手帳所持含む)) 決算額:2,160千円	新たに障害者を雇用した事業所にも活用していただけるよう、引き続き、奨励金制度について企業・事業所への周知・啓発を行っていく必要がある。	継続
障害者雇用連絡会議 :1回開催(令和6年(2024年)1月25日) (主催:よこすか障害者就業・生活支援センター) 就労支援事業所連絡会:1回開催(令和6年(2024年)2月6日) (主催:障害者二千円雇用センター)	就労支援事業所連絡会について、市内すべての就労支援事業所が参加しているものではないため、連携体制のさらなる充実のためにも、より多くの事業所に参加を呼びかけていく必要がある。	継続
市役所本庁舎ロビー等で「鎌倉ふれあいショップ」を開催し、障害者各施設の手作りの品や食品等の販売を通して、障害者への理解と製品の販売促進を図った。 運営委員会加入団体が順番に毎週火曜・木曜と第2・4金曜日を開催日として、市役所本庁舎1階ロビーで89回実施した。また、障害者週間(12/3～12/9)に合わせて、12月5-6日に大船駅東口ペDESTリアンデッキで2日間開催した。(6団体が出店)	ふれあいショップの認知度は向上しており、問い合わせ件数も増加傾向にある。製品販売による工賃向上を図るためにも、引き続き、周知活動を行う必要がある。	継続
受託可能な業務及び事業所一覧を、ホームページに掲載、就労支援事業所等への配布や窓口等で配架、配布した。市の調達目標額3,500千円に対しては、名刺印刷、除草・下草刈り作業などの役務や、敬老祝品などの物品購入などを合わせ、合計2,254千円の調達実績となった。	目標額を大きく下回る結果となった。これまで依頼していたテープ起こし、会議録作成などの役務がデジタル化の進展で代替されたことなどの影響がある。引き続き、障害者就労施設等からの物品や役務の調達について、努めていく必要がある。	継続

事業名称	所管課等	事業内容
障害者就職面接会	商工課 障害福祉課	障害のある求職者が、障害者雇用を希望する企業と面接を行い、一人でも多くの障害者を雇用できるよう、就職面接会をハローワーク藤沢と共に鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、神奈川県共催で行います。
障害者法定雇用率未達成事業所訪問	商工課 障害福祉課	ハローワーク藤沢の協力を得て、障害者法定雇用率未達成事業所を訪問し、一人でも多くの障害者が就職できるよう、事業所の理解を求めています。
市職員の障害者雇用の推進	職員課 障害福祉課	市役所内に障害者のワークステーションを設置し、庁内の事務作業等を行います。併せて各職場における障害者雇用を推進します。
総合評価競争入札における障害者雇用企業に対する加点	契約検査課	総合評価競争入札の評価項目に「障害者の雇用の有無」を設け、雇用している企業に対し、加点を行います。

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度(2024年度)事業の方向性
湘南地域障害者ミニ面接会の実施 ・令和5年(2023年)10月13日 ・令和5年(2023年)11月28日 ・令和6年(2024年)2月9日 ※いずれも藤沢公共職業安定所(ハローワーク藤沢)主催、本市共催	求職希望者数に対して参加企業数が少ないため、参加企業数増加に向けた周知や働きかけが必要。	継続
藤沢公共職業安定所(ハローワーク藤沢)と合同で市内の法定雇用率未達成事業所8箇所を訪問し、市内企業における障害者雇用の促進を図った。	本市の障害者雇用推進への取組について、さらなる周知が必要。 今後、段階的に障害者雇用率の引き上げられることから、引き続き、市内企業の障害者法定雇用率未達成事業所に対して、障害者雇用への理解を求めていく必要がある。	継続
「ワークステーションかまくら」において、令和5年度(2023年度)は延べ567件の依頼を受けて、作業を行った。 会計年度障害者事務補助職員採用試験を実施し、令和5年(2023年)11月1日付で1人を採用した。また、2人の事務補助職員が一般企業等への就職につながった。 本市における令和5年(2023年)6月1日時点の法定雇用率は2.86%。	事務補助職員に対して、安定した勤務ができるよう、一人ひとりに寄り添った支援が求められる。また、一般企業等への就職に向けて、より実践に近い実務経験が望まれる。配置先の体制に配慮が必要。	継続
実績なし		継続

(7)子どもへの支援の充実

①早期発見、早期療育の推進

事業名称	所管課等	事業内容
5歳児すこやか相談の実施	発達支援室	子どもの健やかな成長を支援するために、5歳児すこやか相談を実施し、特別な支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援や保護者の相談機会をつくります。
発達相談	発達支援室	子どもの発達の心配や生活上の悩み等について、専門職員が関係機関と連携を図りながら、ライフステージに応じた相談と支援を行います。
発達支援システムネットワーク	発達支援室	医療、保健、福祉、教育、労働その他関係機関が相互に緊密な連携をはかり、特別な支援を必要とする子どものライフステージに応じて一貫した支援を行います。
発達支援指導	発達支援室	言語機能、運動発達、知的発達等に支援が必要な子どもに対する言語指導、リハビリ指導、発達指導を行います。
児童発達支援センターにおける支援の実施	発達支援室	発達につまずきのある幼児を対象に、集団生活や遊びを通して、基本的な生活習慣、情緒、社会性等の発達を援助するとともに、保護者への相談支援を実施します。
サポートファイルの活用	発達支援室	特別な支援を必要とする子どもがライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、保護者と関係機関が子どもの情報を共有するツールであるサポートファイルの周知と有効活用に向けた取組を行います。
発達支援サポートシステムの推進	発達支援室	発達支援に関する理解と具体的な支援技術の向上を目指すサポーター養成講座を実施するとともに、講座受講者の有効活用を図ります。
障害児通所支援事業所情報ブックの配布	障害福祉課	鎌倉市児童通所支援事業所連絡会で作成している「鎌倉市障害児通所支援事業所情報ブック」を配布し、療育を行う放課後等デイサービス等の利用を検討する際に参考となる市内事業所の情報を広く周知します。
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	障害福祉課	小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。
軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助	障害福祉課	障害者総合支援法による補聴器支給の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費用を補助します。

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度(2024年度)事業の方向性
市内在住の5歳児全員に実施:1,073人 (公立保育所5箇所、私立保育所27箇所、私立幼稚園17箇所、認定こども園5箇所 計54箇所)	在宅及び市外園利用児の対応については、更に検討が必要である。	継続
新規相談:延べ384人 小児神経科相談:14人	相談内容の複雑化により、対応する職員も幅広い知識や専門性が求められる。 職員の専門性向上の取組が必要である。	継続
新規対象ケース:なし 児童福祉法のサービス利用対象児は主に障害児相談支援として相談支援事業所が対応する。		継続
発達支援指導(実人数:242人 延べ:2,005人) ひよこグループ(実人数:44人 延べ:269人)		継続
実利用児数:31人 延べ:5,835人 ・令和3年度(2021年度)から児童発達支援センターの運営に指定管理者制度を導入している。		拡大・前進
庁内配架先:障害福祉課、教育指導課、教育センター 児童福祉サービス事業者へメールで送付 保護者向け学習会:1回実施	今後も関係機関、保護者への周知を図っていく必要がある。 さらに利便性の向上のため、電子化などの検討も必要である。	継続
サポーター養成講座(基礎講座)通年講座:7日間 7講座 (延べ:289人) サポーター養成講座(基礎講座)夏季集中講座:3日間 7講座 (延べ:527人) フォローアップ講座(基礎講座全講座修了者):1日間 (57人)	講座受講修了者で小中学校での活動希望者を名簿登録し、市内小中学校25校で活動するとともに、私立幼稚園5園で試行実施した。 サポーターの人数が不足しているため、増員する必要があるとともに、名簿登録者と活動を依頼する学校側とのマッチングについての課題がある。 活動の趣旨等、学校側とサポーターとの情報共有にも課題が残されている。	拡大・前進
鎌倉市障害児通所支援事業所情報ブックを購入し、窓口での事業所説明等に活用した。		継続
件数:1件 決算額:143千円		継続
件数:7件 決算額:419千円		継続

②障害特性に応じた保育、教育の充実

事業名称	所管課等	事業内容
障害児保育の推進	保育課	障害のある子どもの状態に応じて、認定こども園、幼稚園及び保育園での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながら育っていきけるよう関係機関と連携し、障害児保育を進めます。
障害児の子どもの家への受け入れ	青少年課	子どもの家の利用を希望する障害児を受け入れます。受け入れに伴う体制整備等、環境を整えます。
巡回相談事業	発達支援室	幼稚園、保育園、認定こども園等に専門職が訪問して、発達に支援が必要な子どもの相談と助言を行います。
保育所等訪問支援	発達支援室	障害のある子どもが集団生活を営む保育園、幼稚園及び子どもの家等に専門職が訪問し、集団生活適応のための本人や職員に対する支援を行います。
特別支援保育運営費補助金の交付	発達支援室	特別な支援を必要とする子どもを積極的に受け入れる体制整備の促進のため、市内の幼稚園、認定こども園、私立保育所における特別な支援を必要とする子どもの保育にかかる運営費について補助金を交付します。
特別支援教育の推進	教育指導課	障害のあるなしに関わらず、様々な課題を抱えた児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通して必要な支援を行います。
特別支援学級の充実	教育指導課	障害のある児童生徒を対象に、それぞれに対応した教育課程により指導を行います。小学校、中学校全校に設置します。
就学相談	教育指導課	特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの、教育的ニーズを的確に把握することに努めます。また、保護者の理解と協力を得るために就学相談を行います。
学級介助員の配置及び学級支援員の派遣	教育指導課	特別支援学級及び通常学級に在籍の児童生徒の学校生活における生活支援を行います。
スクールアシスタントの配置	教育指導課	教員免許を有する非常勤嘱託員が、小学校通常学級に在籍している支援を必要とする児童に対して、授業中の学習面での支援を行います。
言語・難聴通級指導教室（ことばの教室）	教育指導課	ことばやきこえに支援や特別な訓練が必要な児童を対象に、個別指導を行います。
機能訓練	教育指導課	保護者や関係機関との連携の中、肢体不自由児童生徒の運動機能を維持するための訓練を行います。
情緒通級指導教室（つどいの教室）	教育指導課	人間関係づくりや集団参加を苦手とする児童を対象に、社会性を身につけるため、少人数グループのソーシャルスキルトレーニングを行います。
教育相談体制の充実	教育センター	様々な支援を必要とする児童生徒に、きめ細かな対応を行うため、小中学校へのスクールカウンセラー（心理）やスクールソーシャルワーカー（福祉）の配置を進めます。

令和5年度(2023年度)実績	令和5年度(2023年度)に事業を実施してきた中での課題	令和6年度(2024年度)事業の方向性
公立保育所:5箇所 33人 民間保育所:19箇所 73人	総合保育の実施に当たり、障害児の加配配置保育士の確保が困難であること。	継続
受入施設数:7施設 受入人数:24人	障害児を受け入れるための施設整備及び障害児の対応に関して理解を深める必要がある。	継続
144回(延べ:307人)		継続
4人(延べ:29人) ・令和3年度(2021年度)からは、児童発達支援センターの業務として指定管理者が引き続き実施した。		継続
交付園:9園 実人数:40人	支援を必要とする子どもの受け入れが進んでいることに伴い、補助金の交付人数が増加している。 市内園で市外居住の子どもに対する補助ができない状態について、県を交えて調整が必要である。	継続
「特別支援教育推進計画」に基づき、インクルーシブ教育の推進と、教育相談コーディネーターや児童支援専任教諭・生徒指導担当教諭を中心とした校内支援体制の充実を図った。	幼・保・こども園と小学校、小学校と中学校の引き継ぎや連携をさらに直接的に行っていくこと。	継続
七里ガ浜小学校に特別支援学級を設置。 令和6年度(2024年度)に稲村ヶ崎小学校に特別支援学級を設置するための準備委員会を開催し、消耗品・レイアウト・教育課程について検討した。	未設置校1校について設置計画を進める。	拡大・前進
一人ひとりの教育的ニーズに適した学びの場の選択となるように、就学相談でニーズの把握と支援に努めた。	就学相談件数の増加による、対応時間確保の難しさ。	継続
小・中学校の全25校の特別支援学級と通常学級に81人配置。	介助員の発達障害や介助に関する理解促進が必要である。	継続
小学校の全16校に1名ずつ配置。複数教員が協力し合って指導を行う「チーム・ティーチング(TT)」や個別取り出し指導など、支援の必要な児童の学習指導を行った。	個別対応を必要とする児童の増加。	継続
ことばの教室181人、きこえの教室5人の児童に、教育的ニーズに応じた個別指導を行った。	通級指導を必要とする児童の増加。	継続
肢体不自由特別支援学級の自立活動に理学療法士を派遣して、機能訓練を行った。	よりニーズに適した自立活動を行うための、特別支援学校のセンター的機能等の活用。	継続
つどいの教室107人の児童に少人数指導によるソーシャルスキルトレーニングを行った。	通級指導を必要とする児童の増加。	継続
・小学校16校に月2回の教育相談員を派遣した。 ・中学校9校に週1回年間280時間、スクールカウンセラーを配置(県事業)。スクールカウンセラーの勤務日のうち、月半日程度小学校に訪問し相談活動を行った。 ・令和5年度(2023年度)は、スクールカウンセラー(県事業)の重点配置が拡充され、9校のうち4校が2名体制となった。 ・市で年間108日、県で年間70日スクールソーシャルワーカーが勤務し、要請に応じて学校に派遣した。	市で雇用する教育相談員の人員確保に課題がある。専門職であるため、人員が不足した場合、代替職員を採用することが難しい。複雑化した相談ケースにスクールソーシャルワーカーが関わり、関係機関と調整する案件が増加してきており、その対応が求められている。	拡大・前進

第4章 第6期鎌倉市障害福祉サービス計画

1 障害福祉サービスの成果目標及び実績

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国が示した基本指針に即して、必要な障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に向けた成果目標を設定しています。

成果目標は、令和3年度(2021 年度)から令和5年度(2023 年度)までの3年間にかかる数値等の目標で、最終年度である令和5年度(2023 年度)を目標年度としています。

令和5年度(2023 年度)の数値目標及び実績については以下のとおりです。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち、地域生活(グループホーム、一般住宅等)に移行する人の目標値を設定しています。

《福祉施設から地域生活への移行者数》

【基本指針に定める目標値】

令和元年度(2019 年度)末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとする。

ア 課題

- ・住宅を含め受け入れ先の確保及び受け入れ後の支援体制が整っていない。
- ・重度障害者や医療的ケア、強度行動障害等、専門性の高い支援が必要な障害者の対応ができるグループホームがない等。

イ 本市の成果目標

項 目	数 値	備 考
令和元年度(2019 年度)末の施設入所者数(A)	111 人	
【目標】 令和5年度(2023 年度)末の地域生活移行者数(B)	7人	(A) のうち、6.3%が地域生活へ移行

ウ 実績

項 目	数 値	備 考
令和5年度(2023 年度)末の施設入所者数	105 人	
令和5年度(2023 年度)末の地域生活移行者数	0 人	死亡者や介護保険制度へ移行した者は含みません。

《施設入所者数の削減》

【基本指針に定める目標値】

令和5年度(2023 年度)末の施設入所者数を令和元年度(2019 年度)末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減する。

ア 課題

- ・住宅を含め受け入れ先の確保及び受け入れ後の支援体制が整っていない。
- ・重度障害者や医療的ケア、強度行動障害等、専門性の高い支援が必要な障害者の対応ができるグループホームがない等。

イ 本市の成果目標

項 目	数 値	備 考
新たな施設入所者数(C)	5人	令和5年度(2023 年度)までに新たに施設入所が必要な利用者数見込
令和5年度(2023 年度)末の施設入所者数(D)	109 人	令和5年度(2023 年度)末の利用者数見込(A－B＋C)
【目標】 施設入所者数削減見込(E)	2人	差引減少見込数(A－D)

ウ 実績

項 目	数 値	備考
令和5年度(2023 年度)新たな施設入所者数	7人	
令和5年度(2023 年度)末の施設入所者数	105 人	
令和5年度(2023 年度)の施設入所者削減数	6人	

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進することが求められています。

【基本指針に定める活動指標】

市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、その運用状況について検証しながら精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

ア 課題

・神奈川県においても、関係者による協議の場を設置しており、協議内容や役割等の精査、連携を図ることが必要である。

イ 実績

令和5年度(2023 年度)は、鎌倉市障害者支援協議会に保健・医療・福祉関係者で構成する精神保健福祉部会を設置し、民生委員に対する障害制度等の研修、鎌倉市居住支援協議会主催の研修へのピアサポーターの参加及び鎌倉市「衛生時報」への精神障害に関する記事の掲載等を行い、精神障害理解・啓発を行うとともに、精神障害者及びその家族等に対する情報提供手段について具体的な検討を行いました。

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害者等が地域で安心して暮らしていけるよう、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して担う体制等の整備の推進が求められています。

【基本指針に定める活動指標】

令和5年度(2023 年度)末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上、運用状況の検証及び検討を行う。

地域生活支援拠点等の整備にあたって求められる機能

- 相談(地域移行、親元からの自立など)
- 体験の機会・場(一人暮らし、グループホームなど)
- 緊急時の受入れ・対応(ショートステイの利便性、対応力向上など)
- 専門性(人材の確保・養成、連携など)
- 地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置など)

ア 課題

- ・利用者、家族を取り巻く専門職や地域住民に対しての拠点等の理解促進や課題の共有不足。
- ・重度障害者や医療的ケア、強度行動障害等、専門性の高い支援が必要な障害者の対応がで
きる地域の社会資源がない。
- ・看護師の配置等専門職の人材確保が難しい。
- ・緊急時のリスクが高い世帯の把握が困難(障害福祉サービス未利用者等)。

イ 実績

令和4年(2022 年)6月に「鎌倉市地域生活支援拠点整備指針」を策定後、令和5年度(2023 年度)においては、鎌倉市障害者支援協議会に設置した地域生活支援部会において、主に緊急時の受入れ・対応について議論を行い、緊急時の受入れ・対応時に活用する「緊急時でも安心シート」を作成した。

また、市を事務局として鎌倉市基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業実施事業者3者で構成される地域生活支援拠点等整備事業に関する検討会議を5回開催、地域生活支援拠点等整備事業の実施について具体的な検討を行った。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労支援施設等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を利用して一般就労へ移行する人、また、移行する人のうち、就労定着支援を利用する人の数及び就労定着支援事業を利用した人の職場定着率について、目標値を設定します。

《福祉施設から一般就労への移行者数》

【基本指針に定める目標値】

令和5年度(2023年度)中の一般就労への移行者数を、令和元年度(2019年度)の移行者数の1.27倍以上とする。

この際、就労移行支援事業は、令和元年度(2019年度)の一般就労への移行実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業は、令和元年度(2019年度)の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業は、概ね1.23倍以上を目指すこととする。

ア 課題

- ・利用者にあった就職先の情報を提供できるよう、サービス提供事業所や相談支援専門員、関係機関との連携強化等が必要である。
- ・障害者の雇用体制が整備できておらず障害者雇用に困難を抱える事業所への支援が必要である。
- ・障害者雇用に取り組む事業所への一層の情報提供と雇用義務非該当事業所への啓発が必要である。

イ 本市の成果目標

項 目	数 値	備 考
令和元年度(2019年度)の一般就労移行者数	31人	
【目標】 令和5年度(2023年度)の一般就労への移行者数	40人	令和元年度(2019年度)の移行者数の1.29倍

項 目	数 値	備 考
令和元年度(2019年度)の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	7人	
【目標】 令和5年度(2023年度)の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	10人	令和元年度(2019年度)の移行実績の1.43倍

項 目	数 値	備 考
令和元年度(2019年度)の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	2人	
【目標】 令和5年度(2023年度)の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	3人	令和元年度(2019年度)の移行実績の1.5倍

項 目	数 値	備 考
令和元年度(2019年度)の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	9人	
【目標】 令和5年度(2023年度)の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	12人	令和元年度(2019年度)の移行実績の1.33倍

ウ 実績

項 目	数 値	備 考
令和5年度(2023年度)の一般就労への移行者数	61人	令和元年度(2019年度)の移行実績の2.0倍

項 目	数 値	備 考
令和5年度(2023年度)の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	48人	令和元年度(2019年度)の移行実績の6.9倍

項 目	数 値	備 考
令和5年度(2023年度)の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	6人	令和元年度(2019年度)の移行実績の3.0倍

項 目	数 値	備 考
令和5年度(2023年度)の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	6人	令和元年度(2019年度)の移行実績の0.7倍

参考 本市の一般就労移行者実績数の推移

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
一般就労移行者実績数	23人	36人	61人
うち市内の就労移行支援事業所利用者一般就労移行者実績数	13人	14人	31人

《就労定着支援事業の利用者数》

【基本指針に定める目標値】

就労定着支援事業の利用者数について、令和5年度(2023 年度)における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

ア 課題

- ・就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所と各関係機関との連携強化等が必要である。

イ 本市の成果目標

項 目	数 値	備 考
令和5年度(2023年度)の就労移行支援事業等による一般就労移行者(A)	10人	
【目標】 令和5年度(2023年度)の 就労定着支援事業の利用者数	7人	(A)のうち7割が就労定着支援事業を利用

ウ 実績

項 目	数 値	備 考
令和5年度(2023年度)の就労移行支援事業等による一般就労移行者(A)	48人	
令和5年度(2023年度)末の 就労定着支援事業の利用者数	28人	(A)のうち約6割が就労定着支援事業を利用

参考 本市の就労移行支援事業所利用者数の推移

	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
就労移行支援事業所利用者数	42 人	60 人	62 人

各年度 3 月 31 日現在

《就労定着支援事業所ごとの就労定着率》

【基本指針に定める目標値】

令和5年度(2023 年度)において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

ア 課題

- ・事業所毎の課題把握ができていない。

イ 本市の成果目標

項 目	数 値	備 考
【目標】 令和5年度(2023年度)において就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

ウ 実績

項 目	数 値	備 考
就労定着率が8割以上の事業所の割合	10割	市内就労定着支援事業所3事業所のうち3事業所が就労定着率8割以上

(5)障害児支援の提供体制の整備等

《児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築》

【基本指針に定める目標値】

令和5年度(2023 年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置する。

ア 課題

- ・児童発達支援センターあおぞら園、障害児通所支援事業所、発達支援室の連携を強化し、更なる障害児支援の提供体制の整備を行っていく必要がある。
- ・地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進し、地域支援機能を強化していく必要がある。

イ 実績

- ・令和3年(2021 年)4月から児童発達支援センターあおぞら園の運営に指定管理者制度を導入し、本市の障害児支援の中核的な施設として、児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援の3事業を実施した。
- ・児童発達支援センターは市内にあおぞら園1箇所である。

《保育所等訪問支援を利用できる体制の構築》

【基本指針に定める目標値】

令和5年度(2023 年度)末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

ア 課題

- ・保育所等訪問支援を実施する事業所は、あおぞら園を含めて市内の事業所では3箇所であるが、この事業の実施においては、訪問先(幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校等)の理解と協力が不可欠であり、事業の周知が必要である。

イ 実績

- ・保育所等訪問支援を実施する事業所は、3箇所である。
- ・児童発達支援センターあおぞら園における実績
- ・実利用児数 4 人(内訳:幼稚園 1 人 保育所 3人)
- ・延べ児童数 29 人

《重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保》

【基本指針に定める目標値】

令和5年度(2023 年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保する。

ア 課題

- ・医療的ケア児の受入れが可能な事業所の確保等に課題があり、地域のニーズに対応できるよう、支援体制の充実を図る必要がある。

イ 実績

- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1箇所設置された。
- ・その他児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、児童の状況に応じて、市内に重症心身障害児の受入れ、対応を個別に行っている事業所がある。

《医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置》

【基本指針に定める目標値】

医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるように、令和5年度(2023 年度)末までに各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。

令和5年度(2023 年度)末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

ア 課題

- ・令和元年度(2019 年度)から「鎌倉市発達支援システム推進協議会」を医療的ケア児の協議の場として位置付けた。当該会議において具体的にどのような課題について協議していくのかを検討していく必要がある。

イ 実績

- ・令和5年度(2023 年度)1回実施
鎌倉市の医療的ケア児支援窓口の設置・運用について検討した。

(6)相談支援体制の充実・強化等

更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するために、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を強化する体制の確保が求められています。

【基本指針に定める活動指標】

総合的・専門的な相談支援体制及び地域の相談支援体制の強化を図る。

ア 課題

- ・相談支援事業所が実施する相談支援の充実等や地域の相談支援体制の強化が必要である。
- ・各種ニーズに対応できる総合的相談支援の確保が必要である。
- ・障害種別に応じた専門的な相談支援の実施体制を整える。
- ・重層的相談支援体制整備事業との更なる連携が必要である。
- ・相談支援専門員の確保が必要である。

イ 実績

基幹相談支援センターにおいて、相談支援体制の強化に係る次の事業を実施した。

- ・市内事業所等からの障害に関する相談への助言、関係機関紹介
(令和5年度(2023年度)相談件数:1,928件)
- ・相談支援事業者への専門的指導、助言(事業者への訪問・指導:13箇所)
- ・相談支援事業者の人材育成
(事例検討会の開催:4回、
相談支援専門員を対象とした研修の開催:1回、
相談支援専門員初任者・現任者インターバル実習の実施:8回)
- ・相談支援事業者との連携強化(事業所連絡会の開催)
- ・市職員向け研修(2回)

※相談支援事業者…指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指す。

障害福祉サービス等を申請した障害者(児)について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行うことから、「計画相談事業所」と呼ぶこともある。

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者総合支援法の目的を果たすためには、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を受けられるようにすることが必要です。そのため、サービス等の質の向上に向けた取組を強化することが求められています。

【基本指針に定める活動指標】

令和5年度(2023 年度)末までに都道府県および各市町村において、下記の事項について障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築する。

- ・障害福祉サービス等に係る各種研修への市町村職員の参加、活用
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有
- ・指導監査の適切な実施および関係市町村との結果の共有

ア 課題

- ・市職員の研修参加機会の確保が困難である。
- ・障害サービス事業所等を指定している都道府県との連携が必要である。

イ 実績

県主催の相談支援従事者養成研修初任者研修や基幹相談支援センターによる職員向け研修の受講等を通じて、職員の知識向上を図った。

2 障害福祉サービス等の実施状況

(1)訪問系サービス

見込量及び一月(各年度の3月)当たりの実績

事業名	令和5年度(2023年度)		計画対比
	見込量	実績	
居宅介護等訪問サービス(①～⑤)	8,754 時間/月	7,792 時間/月	89.0%
	303 人/月	288 人/月	95.0%
① 居宅介護	4,300 時間/月	4,196.5 時間/月	97.6%
	215 人/月	205 人/月	95.3%
② 重度訪問介護	2,750 時間/月	2,243.5 時間/月	81.6%
	11 人/月	12 人/月	109.1%
③ 同行援護	975 時間/月	861 時間/月	88.3%
	39 人/月	41 人/月	105.1%
④ 行動援護	729 時間/月	491 時間/月	67.4%
	38 人/月	30 人/月	78.9%
⑤ 重度障害者等包括支援	0 時間/月	0 時間/月	-
	0 人/月	0 人/月	-

参考本市の訪問系サービス種類別事業者数

- 居宅介護事業所:35 箇所 ●同行援護事業所:9箇所
- 行動援護事業所: 3 箇所 ●重度障害者等包括支援:0箇所
- 重度訪問介護事業所:29 箇所

(令和6年(2024年)4月現在の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。)

(2)日中活動系サービス

見込量及び一月(各年度の3月)当たりの実績

見込量 延人日/月:月の利用見込人数×月の平均利用日数

実績 人日:1か月当たりの延べ利用日数

事業名		令和5年度(2023 年度)		計画対比
		見込量	実績	
① 生活介護		7,200 延人日/月	7,160 人日/月	99.4%
		360 人/月	402 人/月	111.7%
② 自立訓練	機能訓練	18 延人日/月	20 人日/月	111.1%
		2人/月	1人/月	50.0%
	生活訓練	262 延人日/月	347 人日/月	132.4%
		42 人/月	32 人/月	76.2%
		③ 就労移行支援		1,120 延人日/月
70 人/月	62 人/月			88.6%
④ 就労継続支援	A 型	980 延人日/月	847 人日/月	86.4%
		49 人/月	45 人/月	91.8%
	B 型	3,846 延人日/月	3,809 人日/月	99.0%
		296 人/月	274 人/月	92.6%
⑤ 就労定着支援		37 人/月	28 人/月	75.7%

事業名		令和5年度(2023 年度)		計画対比
		見込量	実績	
⑥ 療養介護		21 人/月	19 人/月	90.5%
⑦短期入所 (ショートステイ)	福祉型	800 延人日/月	414 人日/月	51.8%
		135 人/月	77 人/月	57.0%
	医療型	60 延人日/月	13 人日/月	21.7%
		12 人/月	4人/月	33.3%
	合計	860 延人日/月	427 人日/月	49.7%
		147 人/月	81 人/月	55.1%

参考

【サービス利用者の利用先】

令和5年度実績数(令和6年(2024 年)3 月の利用者実人数)の利用先を記載しています。

なお、利用者が複数の事業所を利用する場合、その全てでカウントしています。

【市内事業所】

定員数は、令和6年(2024 年)4 月現在の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。

●生活介護

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	271 人(身体 29 人、知的 230 人、精神 12 人)
市外の事業所利用者数	158 人(身体 22 人、知的 132 人、精神4人)

【市内事業所(定員総数:474 人)】

事業所名	定員	主たる対象
鎌倉薫風	60 人	身体、知的
鎌倉療育医療センター小さき花の園在宅サービス支援部	20 人	身体
すてつ鎌倉ときわ	20 人	身体、知的、精神、難病患者等
鎌倉清和園	50 人	知的
鎌倉由比	20 人	知的
日日クラブ	60 人	知的
障害者生活支援センター鎌倉清和	40 人	身体、知的
山崎薫風	20 人	知的
鎌倉はまなみ	50 人	知的
わんびいさん	20 人	身体、知的
トライフル鎌倉	14 人	知的
鎌倉プライエムさしろ	35 人	身体、知的、精神
二階堂デイサービスセンター	35 人	身体、知的、精神
みちテラス	30 人	身体、知的、精神

●自立訓練(生活訓練)

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	17 人(知的5人、精神 12 人)
市外の事業所利用者数	14 人(知的3人、精神 11 人)

【市内事業所(定員総数:34 人)】

事業所名	定員	主たる対象
りりいふ	20 人	精神
トライフル鎌倉	14 人	知的、精神

●就労移行支援

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	21 人(知的5人、精神 12 人)
市外の事業所利用者数	41 人(身体2人、知的5人、精神 34 人)

【市内事業所(定員総数:74 人)】

事業所名	定員	主たる対象
富士ソフト企画 就職予備校	20 人	精神
トライフル鎌倉	14 人	知的
就労サポートセンターねくすと	20 人	精神
パスセンター大船	20 人	身体、知的、精神、難病患者等

●就労継続支援

A 型事業所

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	26 人(身体1人、知的 11 人、精神 14 人)
市外の事業所利用者数	19 人(身体1人、知的4人、精神 14 人)

【市内事業所(定員総数:65 人)】

事業所名	定員	主たる対象
ワークセンターかまくら愛の郷	12 人	身体、知的、精神
Biz パートナー大船	18 人	身体、知的、精神、難病患者等
ピースウェーブ	15 人	身体、知的、精神
障害者雇用開発ネットワークカービー	10 人	知的
ココピアワークス鎌倉	10 人	精神

B 型事業所

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	210 人(身体7人、知的 63 人、精神 140 人)
市外の事業所利用者数	70 人(身体4人、知的 31 人、精神 34 人、難病等1人)

【市内事業所(定員総数:369 人)】

事業所名	定員	主たる対象
りっしん洞	20 人	精神
れざみ	20 人	精神
Workshop レスカル	22 人	精神
笑ん座カフェ	30 人	知的、精神
ジャックと豆の木	10 人	精神
就労継続支援 B 型事業所工房ひしめき	60 人	知的
道工房	20 人	精神
みらたね	20 人	精神
もっこす	20 人	知的、精神
青い麦の家	20 人	精神
鎌倉はまなみ	25 人	知的
アトリエそらのいろ	20 人	知的
ココピアワークス鎌倉 B	20 人	身体、精神
らばんステップ	20 人	身体、知的、精神
かまくらふれんず	10 人	精神
第二レスカル	12 人	精神
就労継続支援 B 型 銀河 大船	20 人	身体、知的、精神

●就労定着支援

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	7人(知的2人、精神5人)
市外の事業所利用者数	21 人(知的6人、精神 15 人)

【市内事業所】

事業所名	主たる対象
就労サポートセンターねくすと	精神
富士ソフト企画 就職予備校	精神
バスセンター大船 (令和5年(2023 年)8月1日指定)	身体、知的、精神

●療養介護

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	6人(身体4人、知的1人、難病等1人)
市外の事業所利用者数	13人(身体12人、知的1人)

【市内事業所(定員総数:72人)】

事業所名	定員	主たる対象
鎌倉療育医療センター小さき花の園	72人	特定なし

●短期入所(福祉型・医療型)

【サービス利用者の利用先(福祉型)】

市内の事業所利用者数	75人(身体5人、知的68人、障害児2人)
市外の事業所利用者数	38人(身体5人、知的23人、精神4人、障害児6人)

【市内事業所(福祉型)(定員総数:36人)】

事業所名	定員	主たる対象者
ショートステイパイル	8人	身体、知的、障害児
鎌倉清和園	4人	知的
障害者生活支援センター鎌倉清和	4人	身体、知的
鎌倉プライエムさしろ	20人	身体

【サービス利用者の利用先(医療型)】

市内の事業所利用者数	2人(知的1人、障害児1人)
市外の事業所利用者数	2人(身体2人)

【市内事業所(医療型)】

事業所名	定員	主たる対象者
鎌倉療育医療センター小さき花の園	空床型	知的、障害児
鈴木病院短期入所事業所	空床型	身体、知的、精神

【共生型サービスについて】

神奈川県域における介護保険サービス事業所等による共生型障害福祉サービス等事業所の指定状況

市内	県内
5事業所	49事業所

(資料)障害福祉情報サービスかながわ

令和6年(2024年)4月1日現在

神奈川県域における障害福祉サービス等事業所による共生型介護保険サービス事業所の指定状況

市内	県内
0事業所	20事業所

(資料)介護情報サービスかながわ

令和6年(2024年)4月1日現在

(3)居住系サービス

見込量及び一月(各年度の3月)当たりの実績

事業名	令和5年度(2023年)		計画対比
	見込量	実績	
① 自立生活援助	2人/月	0人/月	-%
② 共同生活援助 (グループホーム)	195人/月	224人/月	114.9%
	31箇所	33箇所	106.5%
③ 施設入所支援	109人/月	104人/月	95.4%

参考

【サービス利用者の利用先】

令和5年度実績数(令和6年(2024年)3月の利用者実人数)の利用先を記載しています。

なお、利用者が複数の事業所を利用する場合、その全てでカウントしています。

【市内事業所】

定員数は、令和6年(2024年)4月の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。

●共同生活援助

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	118人(身体4人、知的81人、精神33人)
市外の事業所利用者数	106人(身体7人、知的56人、精神43人)

【市内事業所(定員総数:187人)】

事業所名	定員	主たる対象
第一清和ホーム	7人	知的
第二清和ホーム	4人	知的
第三清和ホーム	4人	知的
五所神社前レジデンス	6人	精神
びびら	4人	精神
虹の子ハウス「グラッシーズ」	6人	知的
虹の子ハウス「ダンデライオン1」	2人	知的
虹の子ハウス「ダンデライオン2」	2人	知的
虹の子ハウス「ダンデライオン3」	2人	知的
かほんの丘	6人	精神
ビーンズ	6人	精神
グループホーム新星	4人	知的
グループホーム明星	4人	知的
グループホームエール	6人	知的
グループホームぼらん	4人	知的
グループホーム第1小袋谷	5人	知的
グループホーム第2小袋谷	5人	知的
グループホーム第3小袋谷	5人	知的
グループホーム第4小袋谷	5人	知的

事業所名	定員	主たる対象
松毬(まつぼっくり)の家	6人	知的
木犀(もくせい)の家	6人	知的
木蓮の家	5人	知的
大手毬の家	7人	知的
山桜の家	5人	知的
グループホーム・コンプリオ	4人	知的
グループホーム ハーゼ	7人	知的、精神
グループホームオハナ	4人	知的
紡ぎ舎・鎌倉	8人	知的、精神
カードル	4人	知的、精神
ぼじぶる玉縄	17人	知的、精神
グループホーム アンド・アール鎌倉山	14人	精神
グループホームつきの船	4人	身体、知的、精神
グループホームつきの光	4人	知的、精神
cercle 坂ノ下	5人	知的

●施設入所支援

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	23人(知的23人)
市外の事業所利用者数	81人(身体11人、知的70人)

【市内事業所(定員総数:50人)】

事業所名	定員	主たる対象
鎌倉清和園	50人	知的

(4)相談支援

①見込量及び一月(各年度の3月)当たりの実績

②③見込量及び年間の実績

	令和5年度(2023年度)		計画対比
	見込量	実績	
① 計画相談支援	268人/月	250人/月	93.3%
※令和5年度 (2023年度)3月の 計画相談支援導入者数	—	1,019人	—
② 地域移行支援	14人/年	2人/年	14.3%
③ 地域定着支援	8人/年	0人/年	0.0%

参考

【サービス利用者の利用先】

令和5年度実績数(令和6年(2024年)3月の利用者実人数)の利用先を記載しています。

なお、利用者が複数の事業所を利用する場合、その全てでカウントしています。

【市内事業所】

定員数は、令和6年(2024年)4月の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。

●計画相談支援

【本市の相談支援事業所名及び相談支援専門員数(相談員数は令和6年(2024年)3月時点)】

事業所名	相談員数	事業所名	相談員数
地域生活サポートセンター とらいむ	7人	みどりの園鎌倉	1人
キャロットサポートセンター	2人	小さき花の園	2人
鎌倉地域支援室	9人	相談支援事業所 ひびき鎌倉山	2人
ハーモニー	4人	鎌倉やまなみ相談支援事業所	1人
相談支援事業所 麦の穂	1人	虹の子相談支援事業所	3人
鎌倉プライエムきしろ	1人	鎌倉市発達支援室	5人
鎌倉市児童発達支援センター あおぞら園	1人	相談支援事業所めいげつ	1人

●地域移行支援・地域定着支援

【市内事業所】

事業所名	主たる対象
地域生活サポートセンター とらいむ	精神
キャロットサポートセンター	知的
鎌倉地域支援室	身体、知的、精神、難病患者等

3 障害児通所支援等の実施状況

(1)障害児通所支援

見込量及び一月(各年度の3月)当たりの実績

見込量 延人日/月:月の利用見込人数×月の平均利用日数

実績 人日:1か月当たりの延べ利用日数

事業名	令和5年度(2023年度)		計画対比
	見込量	実績	
① 児童発達支援	790 延人日/月	1,287 人日/月	162.9%
	79 人/月	124 人/月	157.0%
② 医療型児童発達支援	0 延人日/月	0 人日/月	-%
	0 人/月	0 人/月	-%
③ 放課後等デイサービス	3,960 延人日/月	3,760 人日/月	94.9%
	330 人/月	336 人/月	101.8%
④ 保育所等訪問支援	10 延人日/月	34 人日/月	340.0%
	5人/月	21 人/月	420.0%
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	0延人日/月	0 人日/月	-%
	0人/月	0 人/月	-%

参考

【サービス利用者の利用先】

令和5年度実績数(令和6年(2024年)3月の利用者実人数)の利用先を記載しています。

なお、利用者が複数の事業所を利用する場合、その全てでカウントしています。

【市内事業所】

定員数は、令和6年(2024年)4月現在の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。

●児童発達支援

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用児数	154 人
市外の事業所利用児数	34 人

【市内事業所(定員総数:170人)】

事業所名	定員	事業所名	定員
TASUC 鎌倉	10 人	鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園	30 人
TASUC 自立の学校・大船	10 人	鎌倉こども学園「チューリップ」	10 人
湘南こども村 やまぶき	10 人	PONO KIDS鎌倉	10 人
ADDS Kids 1st 鎌倉	10 人	のびの木大船	10 人
コペルプラス 大船教室	10 人	LITALICO ジュニア大船教室	10 人
鎌倉療育医療センター小さき花の園在宅サービス支援部 (令和5年(2023年)4月廃止)	5人	toiro 大船	20 人
児童発達支援・放課後等デイサービス ゆい	10 人	ぐるんぱ (令和6年(2024年)1月1日指定)	10 人
多機能型事業所 LEO (令和5年(2023年)11月1日指定)	5人		

●放課後等デイサービス

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用児数	495 人
市外の事業所利用児数	103 人

【市内事業所(定員総数:225 人)】

事業所名	定員	事業所名	定員
放課後等デイサービス グローブ	20 人	鎌倉あけぼの園	10 人
はっぴーわん	10 人	障害児活動支援センター	10 人
TASUC 鎌倉	10 人	鎌倉こども学園「チューリップ」	10 人
TASUC 自立の学校・大船	10 人	ぐるんぱ	10 人
e-キッズひろば大船	30 人	ミライエ鎌倉	10 人
のびの木大船	10 人	湘南こども村 やまぶき	10 人
PONO KIDS鎌倉	10 人	toiro 大船	20 人
コペルプラスジュニア鎌倉教室	10 人	KAMALABO	10 人
児童発達支援・放課後等デイサービス ゆい	10 人	多機能型事業所 LEO (令和5年(2023 年)11 月1日指定)	5人
のんびりスペース大船	10 人		

●保育所等訪問支援

事業所名	
鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園	コペルプラス大船教室
TASUC 鎌倉	コペルプラスジュニア鎌倉教室
LITALICO ジュニア大船教室	

(2)障害児相談支援

見込量及び一月(各年度の3 月)当たりの実績

	令和5年度(2023 年度度)		計画対比
	見込量	実績	
障害児相談支援	76 人/月	87 人/月	114.5%
※令和5年度 (2023 年度)3 月の 計画相談支援導入者数	—	442 人	—

【参考】本市の障害児相談支援事業所名及び相談支援専門員数(相談員数は令和6年(2024 年)3 月時点)

事業所名	相談員数	事業所名	相談員数
地域生活サポートセンター とらいむ	7人	相談支援事業所 ひびき鎌倉山	2人
地域活動支援センター キャロットサポートセンター	2人	鎌倉やまなみ相談支援事業所	1人
鎌倉地域支援室	9人	虹の子相談支援事業所	3人
ハーモニー	4人	鎌倉市発達支援室	5人
みどりの園鎌倉	1人	ADDS Kids 1st 鎌倉	1人
小さき花の園	2人	相談支援事業所めいげつ	1人
鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園	1人	のびの木 Support 大船	1人

(3)家族支援体制整備

見込量及び一月(各年度の3月)当たりの実績

	令和5年度(2023 年度度)		計画対比
	見込量	実績	
ペアレント・トレーニング	2クール 16 回 12 人	1クール 8回 5人	41.7%

4 地域生活支援事業の実施状況

(1)必須事業

事業名		令和5年度(2023 年度)		計画対比
		見込量	実績	
①	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	－
②	自発的活動支援事業	実施	未実施	－
③	相談支援事業			
	障害者相談支援事業	3 箇所	3箇所	100.0%
	基幹相談支援センターの設置	有	有	－
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	－
	住宅入居等支援事業	実施	実施	－
④	成年後見制度利用支援事業	12 人/年	15 人/年	125.0%
⑤	成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	－
⑥	意思疎通支援事業			
	手話通訳者派遣事業	578 回/年	210 回/年	36.3%
	要約筆記者派遣事業	95 回/年	36 回/年	37.9%
	手話通訳者設置事業	1.5 人/日	1.5 人/日	100.0%
⑦	日常生活用具給付等事業			
	介護・訓練支援用具	6件/年	3件/年	50.0%
	自立生活支援用具	16 件/年	5件/年	31.3%
	在宅療養等支援用具	35 件/年	7件/年	20.0%
	情報・意思疎通支援用具	54 件/年	24 件/年	40.0%
	排泄管理支援用具	3,150 件/年	3,811 件/年	121.0%
	居宅生活動作補助用具	1件/年	5件/年	500.0%
⑧	手話奉仕員養成研修事業 (入門・基礎 養成講習修了者数)	60 人	17 人	28.3%
⑨	移動支援事業	520 人	445 人	85.6%
		33,800 時間/年	25,977 時間/年	76.9%
⑩	地域活動支援センター機能強化事業	11 箇所	11 箇所	100.0%
		250 人	142 人 (※ I 型を除く)	56.8%

参考 相談支援事業 令和5年度(2023 年度)年間相談支援事業実績

【委託相談支援(一般相談)を利用している障害児者等の実人数】

	身体 障害	重症 心身 障害	知的 障害	精神 障害	発達 障害	高次脳 機能 障害	その他	合計
障害者	22 人	0 人	48 人	257 人	27 人	6 人	5 人	365 人
障害児	0 人	0 人	8 人	3 人	4 人	0 人	1 人	16 人
合 計	22 人	0 人	56 人	260 人	31 人	6 人	6 人	381 人

※障害児者の人数については、重複障害の場合、主な障害種別でカウントしています。

【支援方法(延べ件数)】

訪問	来所 相談	同行	電話 相談 (メール・FAX を含む)	個別支 援会議	関係 機関	その他	合計
484 件	502 件	252 件	5,092 件	106 件	2,221 件	314 件	8,971 件

【支援内容(延べ件数・重複あり)】

支援内容	件数
福祉サービスの利用等に関する支援	2,169 件
障害や病状の理解に関する支援	3,982 件
健康・医療に関する支援	2,325 件
不安の解消・情緒安定に関する支援	3,579 件
保育・教育に関する支援	291 件
家族関係・人間関係に関する支援	2,928 件
家計・経済に関する支援	1,139 件
生活技術に関する支援	609 件
就労に関する支援	803 件
社会参加・余暇活動に関する支援	753 件
権利擁護に関する支援	390 件
その他	146 件
合 計	19,114 件

※鎌倉市委託相談支援事業所(鎌倉地域支援室、キャロットサポートセンター、地域生活サポートセンターとらいむ)の月次報告の合計

参考 本市の地域活動支援センター事業所

事業所名		定員	契約者数	契約者数の内訳
Ⅰ型	キャロットサポートセンター	※延べ利用者数：3,580人		
	地域生活サポートセンターとらいむ	※延べ利用者数：3,211人		
Ⅱ型	虹の子作業所	20人	23人	知的：23人
Ⅲ型	NPO法人スローライフ 障害者地域活動支援センター	10人	12人	身体：7人 知的：2人 精神：2人 その他：1人
	特定非営利活動法人よあけ	10人	21人	身体：10人 知的：4人 精神：3人 その他：4人
	地域活動支援センターひかり	10人	13人	身体：11人 精神：1人 その他：1人
	地域活動支援センター「ぶどうの木」	13人	12人	身体：1人 知的：10人 精神：1人
	地域活動支援センターⅢ型 サンタ・ハウス	10人	12人	知的：8人 精神：2人 その他：2人
	地域活動支援センター麦の穂	10人	17人	精神：17人
	倶楽部「道」	10人	32人	身体：1人 知的：2人 精神：29人

<地域活動支援センターについて>

Ⅰ型：専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進をはかるための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

Ⅲ型：地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている事業所。このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設されることもある。

(2)その他実施する事業(市任意事業)

事業名		令和5年度(2023年度)		計画対比
		見込量	実績	
① 訪問入浴サービス事業		410回/年	427回/年 (うち清拭1回)	104.1%
② 日中一時支援事業		120回/年	1,386回/年	1155.0%
③ 巡回支援専門員整備		実施	実施	—
④ 点字・声の広報等発行		実施	実施	—
⑤ 障害者虐待 防止対策支援	緊急一時保護の 体制整備	実施	実施(29日/年)	—
	障害者虐待防止法の普 及啓発事業	実施	実施	—

第5章 鎌倉市障害者福祉計画の進行管理

1 障害者福祉計画推進会議、障害者福祉計画推進委員会

市では、計画の進捗状況等を把握するため、毎年度、「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書」を作成しています。

この報告書を作る過程において、庁内においては関係課の委員で構成する「鎌倉市障害者福祉計画推進会議」で進捗状況についての確認等を行い、分析、評価、計画の見直し等の検討を行います。

さらに、外部の学識経験者、関係機関、福祉団体、市民などで構成する「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会」でも同様に進捗状況を確認し、分析、評価、計画の見直しなどの検討を行います。実際に計画内容を見直す場合は、「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会」で決定することとなります。

2 PDCA サイクル

計画を見直す際の手法は、PDCA サイクルの考え方を使います。

(1)計画(Plan)

「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定めます。

(2)実行(Do)

計画の内容を踏まえ、事業を実施します。

(3)評価(Check)

成果目標及び活動指標について、その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害者福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。

(4)改善(Act)

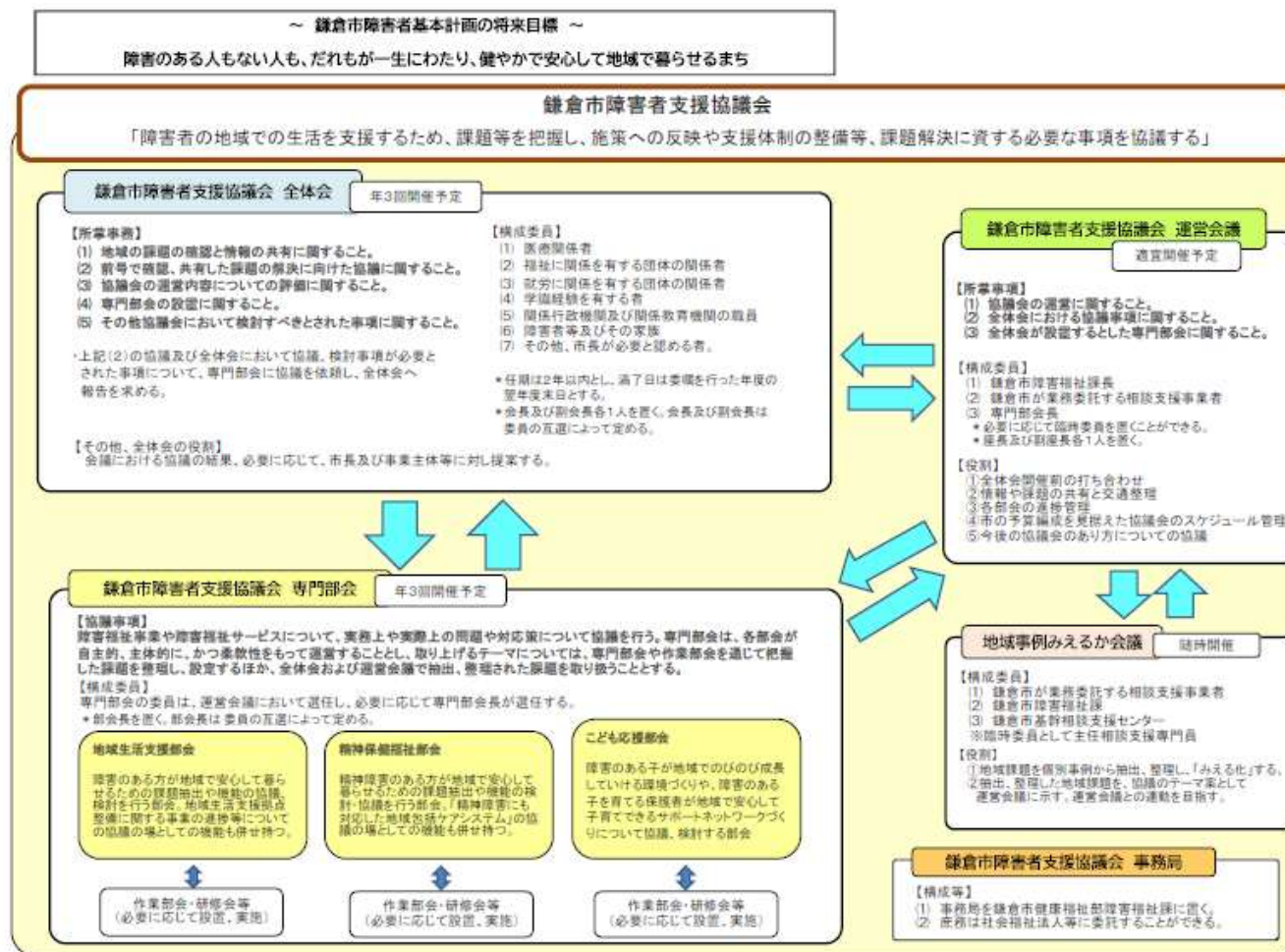
中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害者福祉計画の見直し等を実施します。

3 鎌倉市障害者支援協議会

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」において、障害者等への支援の体制の整備を図るため、市町村においては関係機関等による協議会を設置することが定められています。本市では、「鎌倉市自立支援協議会」を平成 19 年度(2007 年度)に立ち上げました。その後、目的や趣旨をわかりやすくするために、平成 28 年度(2016 年度)から「鎌倉市障害者支援協議会」に名称を変更しています。

「鎌倉市障害者支援協議会(以下「協議会」という。)」は、地域の福祉、雇用、教育、医療等の分野、障害当事者などの委員で構成され、地域の課題等について協議等を行い、障害福祉の増進を図るためさまざまな取組を行っています。協議会はテーマごとの協議の場となる複数の専門部会と、それを束ねる全体会から構成されています。協議会で協議をした内容で、市の施策へ反映すべき内容については、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会へ提言をするという役割を担っています。

鎌倉市障害者支援協議会組織図



令和5年(2023年)4月1日現在

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

令和5年度(2023 年度)
鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書

第3期鎌倉市障害者基本計画
(平成30年度(2018年度)～令和5年度(2023年度))
第6期鎌倉市障害福祉サービス計画
(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))

令和7年(2025年)1月

発行:鎌倉市
編集:健康福祉部 障害福祉課
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
電話:0467(61)3975
FAX:0467(25)1443